令和７年９月４日（木）

３　日　目

（一般質問）

１．応招議員は、次のとおりである。

第１番	隅内　和男	第２番	松本　信明
第３番	鶴見　典明		
第５番	上村　康幸	第６番	篠塚　啓一
第７番	志鳥　勝則	第８番	海老原友子
第９番	勝山　修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村　　稔	第12番	稲見　敏夫
第13番	小川　公威	第14番	稲川　　洋

２．出席議員は、次のとおりである。

第１番	隅内　和男	第２番	松本　信明
第３番	鶴見　典明		
第５番	上村　康幸	第６番	篠塚　啓一
第７番	志鳥　勝則	第８番	海老原友子
第９番	勝山　修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村　　稔	第12番	稲見　敏夫
第13番	小川　公威	第14番	稲川　　洋

３．欠席議員

なし

４．職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長　大山　光夫　　書記（総務係長）　山崎　圭美

書記（主事）　石川　雄大

５．執行機関より出席した者は、次のとおりである。

町　　長	星野　光利	副 町 長	和田　裕二
教 育 長	増渕　　忍	総務課長	星野　和弘
企画課長	柴　　光治	税務課長	信夫　一行
住民課長	髙橋　文枝	地域生活課長	沢邉　　孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野　知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本　勝彦	商工課長	保坂　武志
都市建設課長	鈴木　伸司	建築課長	星野　敏克
上下水道課長	猪瀬　保夫	会計管理者兼会計課長	日野　妙子
教育総務課長	佐藤　史久	生涯学習課長	深谷　　昇
デジタル推進室長	田仲　進壽		

６．本会議の事件は、次のとおりである。

日程第１　　一般質問

午前１０時００分　開議

○議長【稲川　洋君】　皆さん、御起立願います。

（全員起立）

○議長【稲川　洋君】　おはようございます。

（議員・執行部　一同礼）

○議長【稲川　洋君】　御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は１１人です。

９番・勝山修輔君、１０番・津野田重一君から、遅参する旨の届出が提出されておりますので、御報告いたします。

なお、議場内の気温が上昇しているため、上着の脱衣を許可いたします。

それでは、日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１、前日に引き続き、一般質問を行います。

順序に従い、７番・志鳥勝則君の発言を許可いたします。７番、志鳥勝則君。

（７番　志鳥勝則君　登壇）

○７番【志鳥勝則君】　それでは、議長の許可を得ましたので、私の一般質問に入りたいと思います。

今回は、２点ほど通告いたしました。まず、１点目は、農業政策について、２点目については、公共施設の維持管理についてということでございます。

まず、１点目の農業政策についての質問に入ります。上三川町農業の未来を考える地域懇談会の結果と、今後１０年間を見据えた町の農業政策方針全般について質問いたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

上三川町農業の未来を考える地域座談会については、令和５年度の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和７年３月までに地域計画の策定が必要であったことから、本計画に地域農業者等の将来の農業への思いを盛り込むため、令和５年度、令和６年度の２カ年にわたり開催したものでございます。この地域座談会は、町内を１２の地区に分け、各地区２回ずつ開催し、農家、非農家問わず延べ５０８人の方に御参加を頂きました。結果でございますが、参加者に１０年後の農業の将来像を伺ったところ、もうかる農業の実現や若手、後継者の育成がされていること、農作業の効率化がされていることが理想であり、これらを実現させるためには、農作物のブランド化や６次化への取組み、若手農家を支援する体制を構築することや、ほ場整備などで作業効率を向上させる必要があるとの御意見が多数上がりました。

これらの結果を受け、今後１０年間を見据えた町の農業施策については、担い手の減少が課題となる中で、若い方を含めた担い手の確保が急務となっており、国の補助金の活用により新たな担い手の確保

を進めるとともに、意欲のある担い手に対しては、農地の集積、集約や大区画化の推進、スマート農業技術や大型機械の導入補助を実施することで、生産性の向上や農業経営の安定化を図ってまいります。また、大規模経営体の育成や新規参入を推進していくことで、離農や規模縮小をされる方の農地をカバーし、遊休農地の発生を未然に防止することを目指してまいります。更に、これまでの地域会合などで、「農業者から分散した農地を集約して作業を効率化したい」、「草刈りや堀ざらいなどの負担を軽減したい」、「将来的に後継者が少ない労働力でも農業が続けられるようにしたい」といった御意見を頂いていることから、これらの課題の解消に向け、現在ほ場整備事業実施の支援をしている地域がございます。ほ場整備については、農地の集積や集約、農地の大区画化だけでなく、老朽化している水路や堰などの農業用施設の更新が併せてできる事業となっております。他の地域においても、地元の合意形成や事業要件を満たしている地域があれば、町として支援をしていきたいと考えております。今後についても引き続き地域座談会などで農業者等の声を聞き、地元が求めているものを実現できるよう、農業政策を展開してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　参集者が５０８人ということでございますが、随分少ないなというふうに思っています。５０８人の意見で町農業全体の方針を決めるというのは極めて危険ではないかと思うんですけども、その参加対象者というのはどういうふうな人たちのことを呼びかけたのか、そして、その呼びかけ方法はどのような方法を取ったのか、お伺いいたします。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、参加対象者でございますが、町長の答弁にもございましたとおり、農家、非農家問わず町民又は担い手を参加対象としてございます。また、参集方法でございますが、町ホームページやＳＮＳ等を利用した呼びかけに加えまして、町の農業委員ですね、農業委員さん、それから自治会の回覧などでできるだけ多くの方に参加いただけるよう呼びかけたところでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　町内１２カ所でやったと、それも２回やったということで、５０８人というのはどういう数字なんですか、これは。この５０８人のうちに町職員なんかも対象者となっていると思うんですけども、職員の参加というのはあったんですか、なかったんですか。まず、それをお伺いします。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

職員の参加でございますが、参加された職員もございます。正確な数字というのは、すみません、職員と職員以外ということで区別してございませんので、正確な数字というものは把握してございません。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　ということは、町職員も懇談会の対象者でありながら、それほどまでに未来の

上三川町の農業に関心がないということでよろしいですか、町長。
○議長【稲川　洋君】　町長。
○町長【星野光利君】　それをもって関心があるかないかという判断は、私にはしかねます。
○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。
○７番【志鳥勝則君】　私からいえば、それほどまでには考えていないんではないかなというふうに認識します。そして、２回やって、１回に集まった人数がごく少数で限られているのにもかかわらず、地域の農業委員と地域の多分代表者だったかな、自治会長だったかな、二人して私の家にも来たんですよ。多くの意見を聞いて、上三川町の将来を考えるということを、その懇談会であれば、町職員が各自治会を回って参加をお願いしますという行動は取れなかったのか、その辺のところ。
○議長【稲川　洋君】　農政課長。
○農政課長【松本勝彦君】　志鳥議員のおっしゃるとおり、町職員が出回るという方法もございますと思いますが、まずは地域の農業者の顔をよく分かっていらっしゃいます農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さん、こちらの呼びかけで、より多くの農業者が集まっていただけるということで、今回につきましては農業委員さん等にお願いいたしまして、戸別訪問をしていただいたというところでございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。
○７番【志鳥勝則君】　２回やったうちの１回目がこんなに集まらない、これで本当にいいのかと、町の意見をこれで求めていいのかと。では、２回目はもっと参加してもらうようにと我々職員が地域へ出向いてお願いしようじゃないかと、そういうふうな行動は取れなかったのか。非常に私は残念だと思います。
○議長【稲川　洋君】　農政課長。
○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。
　議員のほうから参加者が少ないというお話でございましたが、町としましては、地区にもよりますが、会場に入り切れないぐらいのたくさんの方に御参加いただきました。今回の開催方法としましては、町からの一方的な説明ということではなくて、集まっていただいた皆様にワークショップという形でいろいろなお話合いをしていただいて、それらの意見をまとめた形になります。こちらにつきましては、皆さんも御覧になったかと思いますが、下野新聞のほうにも掲載されまして、他市町に比べましてかなり上三川町は盛況だったというふうに報道されたかと思います。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。
○７番【志鳥勝則君】　多分、私が思うのは、対象者は２万人ぐらいいたんだと思いますよ。１８歳未満の、２０歳未満の人を除いて、対象者が２万人ぐらいいたと思うんです。２回やって、２回とも来た人はほぼ同じ人間じゃないかと思うんです。同じ農業者じゃないかと思うんです。で、５０８人。１回に集まったのは２５４人じゃないですか。こんなので、町の将来、農業を考えるなんというふうな取りまとめができるはずがありません。そして、下野新聞に載って、他市町より多いなんて、これぐらいの

数字で満足しているということはおかしいですよ。課長、どう思います？

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

参加人数でございますが、先ほど、半分に割りますと２５４人ということになるかと思いますが、まず、参加者でございますが、１回目については３７６人が参加していただいておりますので、最低でも３７０人以上の方が参加していただいているということになります。今回集まっていただきました方の参加者の経営面積を合計しましたのが約１，２００ヘクタールほどになります。上三川町の農地が約２，５７０ございますので、面積のカバー率的には、５割にはちょっと届かないんですが、４７％を超える方で話し合った結果ということで認識してございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　話がくどくなりますけども、対象者が２万人ぐらいいるにもかかわらず、１回の参集者が２５４人、面積でどうのこうのって言いましたけども、意見を聞く立場なんですからね。その意見を聞いて、町の将来像をまとめていくという会議なんですよ。こんな参集者だけの意見を聞いて、本当に町の将来像を決めちゃっていいんですか。

その聞いた意見がどのように今後１０年間の間に反映されていくかというふうなことで、第７次総合計画、もうこれは今年度で終わって、今現在第８次総合計画、これは来年度から向こう１０年間の間の政策でございますけども、第７次総合計画の内容と第８次総合計画の素案を見比べたらば、言葉は変わっているけども内容は一つも変わっていないと。町民の意見が、懇談会の意見がどこに反映されているか。

私は甚だ疑問で、本当に上三川町の将来の農業生産体制に憂いを感じています。それくらいの感じは持たなかったんですか、課長。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず初めに、議員のほうから２５０人程度で決めていいのか、地域計画のほうを定めていいのかというお話がございましたが、皆様で集まっていただいた意見を集約しまして、そちらを素案という形でホームページ、それから窓口等で住民の照会をかけてございますので、その中で町民の意向に沿った計画になっているものと考えてございます。

また、第８次総合計画の素案の中身が同じ、変わっていないように思われるということでお話ありましたが、先ほどの未来を考える地域座談会の結果というのが、一番多かったのが、「儲かる農業を実現したい」、それから「若手後継者の育成」、それから「農作業の効率化を実現させたい」ということで、それら実現の手法としまして農産物のブランド化、６次化の取組み、それから作業効率を向上させるとか、若手を支援する体制づくり、ほ場の整備や集約、集積といった、今現在町で実施している施策とかぶるところがございますので、大筋は現在やっている内容を今後１０年も続けていくということで考えてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。
○７番【志鳥勝則君】　同じような文言で、第７次、第８次総合計画が明文化されているということは、第７次総合計画はほとんどが達成されなかったということで私は理解しますけども、農作業の効率化、あと若手就農者の掘り起こしということでございますが、ブランド化ということでございますが、これらについて、第７次総合計画の中ではどういったものがブランド化されたのか、それと、若手農業者の掘り起こしがどのようになされたのか、もうかる農業というのはどういうふうなことでもうかる農業施策を取ったのか、その辺のところをお伺いいたします。
○議長【稲川　洋君】　農政課長。
○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。
　ブランド化の取組みでございますが、まず、町として農産物加工所のほうでいろいろな加工品ですか、こういったものを試作、それから販売を実施していただいてございます。また、個人でも、加工品ですか、ドレッシングやらいろいろなものを作成している農家もございますので、そういった方の作成した商品を、イベントや直売所などで販売する機会を与えたということが取組みの一つかと思います。また、若手、農業の育成確保ということでございますが、こちらは国のほうで新規就農者の支援交付金等がございます。こちらを活用して、新たな農業担い手の確保ということで、町や、技術的なことであれば県の振興事務所、それからＪＡなどと協力して、支援のほうをしてございます。あと、もうかる農業でございますが、これは今回、座談会でも多数寄せられてございますので、当然、上三川町の農産物の魅力向上ですね、そういったことを町内外に伝えていきたいということで、現在ジョイフル本田で開催しておりますマルシェとか、毎年大洗のあんこう祭などに上三川町の農産物を出店して、おいしい農産物を県外の方に広めたりなどをしてございます。また、やはり土地利用型農業につきましては、作業の効率化、それから省力化ということが重要となってくるところがございますので、そちらのほう、ほ場の基盤整備のほうですね、国のほうでも農地の大区画化やスマート農業技術の導入などを掲げてございますので、そういったことを進めていきたいと考えてございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。
○７番【志鳥勝則君】　では、加工所、加工品を販売した、イベントなんかでということでございますが、これ販売金額はどれくらいあったのか。あと、国の就農制度ということでやっていますけども、町独自の就農制度というのをつくって、我が町だけは新規就農者を町の独自の政策で確保しようというふうな政策と予算というものはないのか。それと、茨城のあんこう祭に参加するということですけども、１日、半日ぐらい行って結果が出るんですか。この程度で満足しているというのはおかしいんですよ。だから、上三川町の農業は総合計画も達成のできないようなことになっちゃうんですよ。事業課の職員、特に農政課の職員は、もっと行動力を持って、どんどんと現場へ出向いて、農家との友好を結んでくると。そうした顔のつながりが自分らの政策に結びついてくるという、そういった手法も取れるんですよ。そういった行動を取っていますか。加工品はどれくらいの販売があったのか、どういう品目で。町の独自の新規就農者を掘り起こす政策と予算、どれぐらい費やしているのか。もうかる農業の魅力、どういうふうに政策推進しているのか、その辺の詳しいところをお聞かせ願います。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。
○農政課長【松本勝彦君】　加工所の販売金額でございますが、令和６年度の実績で、売上額が３００万円余の額となってございます。３０４万９，０００円の実績でございます。それから、本町農作物のＰＲの場としてあんこう祭ということで例を挙げさせていただきましたが、その他にも、今年４月にはジョイフル本田ひたちなか店のほうに行きまして、４Ｈクラブのほうに御協力いただきまして出店したりとかですね、その他、県などで、県庁とかでそういったマルシェが開かれる際は町内の生産者の方に呼びかけて、そういった場で上三川産の農作物を、魅力をＰＲしていただいているところでございます。また、上三川町の多くの農業者につきましては、やはりその出荷先がＪＡうつのみやになるかと思います。そういったことから、ＪＡうつのみや管内、宇都宮市、下野市など、またＪＡうつのみやと連携しまして、ＪＡうつのみや産の農作物についてもＰＲをしているところでございます。
　もう１点、町独自の予算ということで、新規就農者に対する町独自の制度ということでございますが、やはり新規就農をするには、当初大きな設備投資なり、そういった多大なる費用がかかります。また、ある程度経営が安定するまでの収入の確保というものが必要になってきます。そうしますと、町の単費での予算措置となるとなかなかそこまでの予算措置ができるものではございませんので、国の補助制度を積極的に活用して、そちらのほうの採択に向けて、町それから県、ＪＡ一丸となって支援してまいっているところでございます。また、町で新規就農者向けの予算としまして園芸産地、いわゆるパイプハウスの補助ですね、こちらにつきましては、認定農業者は最大６０万円というところを、新規就農者につきましては８０万円の補助ということで２０万円ほど上乗せしたような予算措置をしているところでございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。
○７番【志鳥勝則君】　農産物加工所で３０４万円というふうな数字ですけども、極めて少ないんじゃないかと思います。町の大きな政策方針の中でうたっている中での売上金額というのは、極めて３０４万円というのは少ないと思います。この辺の数字で満足しているような農政課ではどうしようもないんじゃないですか。それと、新規就農者、町では多くの予算がかかるから国の予算に頼るほかないと。ただ、やっていることは、６０万円の補助、８０万円の補助、この程度で新規就農者を農業やれと呼びかけることができるんですか。もうちょっと将来の農業を考えるということで、将来の農業に憂慮を抱いているんであれば、もっと、「ああ、これだけ補助金もらえるんじゃ俺もやってみようか」というぐらいな予算をつけてもいいんじゃないですか、要望して予算をつけて。どんどん表へ行って、新規就農しないかと、これだけの補助金があるんだからということ。町に予算はないわけじゃないんですよ。ＯＲＩＧＡＭＩプラザが１５億円以上、１６億円の予算、１億円もオーバーした予算を当初組んでいるんですから。いろんなところから補助金をもらいながら将来つくろうとする道の駅が、用地買収費、用地補償費、物件補償費を除いて６０億というお金を今後５年後に費やそうとしているんですよ。金がないわけじゃないんですよ、町長。この辺のところを、１０年先の農業に憂いを感じている上三川町なんですから、我が町だけはそんな憂いを感じない、その憂いに対して何とか対応しようということで予算を組んでやってくださいよ。そうすれば、１０年後の農業は、多分来年度からの農業は新規就農者はどんど

ん増えてくるというふうな可能性があると思います。６０万円、８０万円で新しく農業やりなさいと、そんなのはないですよ。町長、もう少し大きな予算をつけてやってください。その辺の考えはどうですか。

○議長【稲川　洋君】　町長。

○町長【星野光利君】　新規就農者に対する支援が幾らが一番適正なのかというのが今ここでお答えする全てのデータを持ち合わせているわけではないので、今後担当課のほうといろいろその辺の話を聞いて、それから話を、考えをまとめていきたいというふうに思います。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　幾ら予算をつければいいかというのはなかなか難しいかもしれないけど、投資額に対して５０％の補助金を出しますよというふうなうたい方もあるんですよ。そういった方法はどうですか、町長。

○議長【稲川　洋君】　町長。

○町長【星野光利君】　先ほど申し上げましたとおり、どういった内容の補助が町としてふさわしいかというのは、これから担当課とよく協議をしたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　という町長の答弁なんで、担当課長、よく胸に刻んで、その辺の政策と予算、どれだけの新規就農者を年間就農させるかと、自分なりに自分なりの政策を組んで、青写真つくって、それに向かって邁進していくというふうな意気込みがないと、事業課というのは伸びていかないです。その辺のところをよく頭に置いてやってください。またいずれの機会にか質問させてもらいますから。

それと、質問先をまた変えます。また変えるというのは、同じ農業政策でございますけども、多分、昨年の暮れの頃だったかと思うんですが、令和７年度上三川町農業に関する施策要望書ということで、宇都宮農業協同組合、農政対策協議会から要望書を受け取っていると思うんですけども、この要望書に対する対応はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

ＪＡうつのみやの要望につきましては、昨年１１月にですね、町長宛てに提出されております。内容としましては、公益的な役割を担う農地受皿組織の検討、それから担い手の支援対策など５項目が要望として提出されました。これらについて、町も共通の課題を認識しており、慎重に検討していきたいと回答しております。これらの要望事項につきましては、町で対応できるものもございますが、ＪＡや県、更には近隣市町との連携が必要なものもございますので、引き続き協議検討してまいりたい、していくということで考えてございます。また、河内農業振興事務所管内では河宇地方農業振興協議会という組織がございますので、こちらの中でも同じようなメンバー構成してございますので、そういった中で今後の農業施策について、農業の振興について検討していくということで考えてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　要望の内容については町独自ではなかなか検討ができないというふうな話もあ

りましたし、町で対応できるものは町で対応するということでございますけども、町で対応できる部分についてどういうものか、どのように検討しているのか、お伺いいたします。
○議長【稲川　洋君】　農政課長。
○農政課長【松本勝彦君】　要望事項の中に今現在実施してございます、生産資材高騰対策というのが挙げられてございます。これにつきましては、現在、物価高騰の支援策として、補助金、交付金のほうを申請を受け付けているところでございます。また、需要に応じた米生産の取組みにつきましては、町再生協議会のほうで米政策実施してございますので、そういったところで取組みを実施しているところでございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。
○７番【志鳥勝則君】　物価高騰対策ということで対応しているということでございますが、７月１日から９月いっぱいまでの申請受付ということでございます。それで、もう７月、８月と２カ月が経過した現在、どれくらいの農業者がこの申請をしているのか、お伺いいたします。
○議長【稲川　洋君】　農政課長。
○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の質問についてお答えいたします。
　ちょっと正確な数字は今持ち合わせてございませんが、今３００人弱ぐらいの方が申請いただいているところでございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。
○７番【志鳥勝則君】　ある農業者から言われたんですけども、いまだに申請しても、７月の初めの頃に申請しても、７月中に申請しても、いまだにその補助金が入ってこないと。農家は今現在が米の収穫時期で、その収穫した米を販売して初めて金になると。それで、公務員、サラリーマンのように毎月毎月給料が入ってくるわけじゃないですから、農家は今が一番お金がない時期なんですよ。１年に１回しか取れない米をこれから収穫して金にしようとしている現在、今が一番底をついているんですよ、財布の中が。そうしたときに、この物価高騰対策という緊急対策事業の中で、申請があったものについては早急に支払ってやるよというふうな、そういった考えはないのか。その辺の申請に対することの進捗状況はどうなっているのか、お伺いします。
○議長【稲川　洋君】　農政課長。
○農政課長【松本勝彦君】　まず、すみません、先ほどの申請件数について訂正させていただきます。今現在で３１３人ということで報告が上がってございます。
　それから、支援金の支払いでございますが、受付初めに多数集中したと、申請者が多数集中してございまして、いったん７月末を区切って、支払い手続を今進めているところでございます。当然、滞納要件等がございますので、そちらの調査に時間を要したことから、ちょっと８月中の支払いは間に合わなかったんですが、９月上旬には各交付決定者のほうには振り込まれる予定でございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　緊急対策事業なんですよ。今一番農家が金がない時期に早急に支払ってやるというふうな考えは毛頭ないんじゃないかというようなことで察していますけども、３００件に対する５０万円以上の農業収入があったかどうか、その確認、そこに滞納者がいるかどうか、要件確認、１カ月もかかるわけないでしょうよ、課長。どんな進め方をしているんですか。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　確認に時間を要してしまったことについては大変申し訳なかったと思います。大変申し訳ございませんでした。そうですね、所得要件と滞納要件ということで、それにつきましては税務課のほうの確認も必要になってございますので、慎重に確認させていただいた結果でございます。ちょっと遅れたことについては申し訳ないと思います。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　申し訳ないで謝れば済むかと思っているのかもしれないけど、農家は首長くして待っているんですよ。７月に申請したのが８月が終わって９月になっているんですよ。８月に申請したのは１０月になっちゃうんですか。９月に申請したのは１１月になっちゃうんですか。もうちょっと敏速にできるはずですよ。３００件の滞納要件と３００件の農業収入要件を税務課で調べるのには、二人の職員がやって、２日、３日もかからないで終わるんじゃないですか。その辺のところの事務の進め方、農家のことを思ってやっていないんじゃないですか。課長、その辺のところはどう思っているんですか。俺には通用しないですからね。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　まずは、７月分のお支払いについて遅れたことについてはもう本当に申し訳ございません。今後の支払いでございますが、人数も大分減ってきてございますので、それほど時間はかからずに振り込みのほうは可能だと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　まず、農政課という事業課、農業者に対しての施策、制度を取り扱って執行しているんですから、まず農家のためを考えた行動を取ってくださいよ。全然農家のことを考えていないんじゃないですか。税務課の確定申告は２月１６日から始まって３月１５日の１カ月、税務課は、その日に受けた申告をその日のうちに税務署にデータを送って、税務署はその受け付けた時点から還付申告の手続きをして、１カ月前後もかからないで還付してあるんですよ。ということは、税務署はやっぱり還付される納税者に対しては、いち早く還付してやらないというふうな、納税者側に立ったスタンスでいるということ、それがそういう形になった今の確定申告の還付制度というふうに思っているんですけども、その辺のところを頭に置いて、農政側としても農家側に立った事務処理の在り方、行動の取り方、それらを切にお願いして、今のこれに対しての質問は終わります。

それと、同じく令和７年度上三川町農業に関する施策要望書の中で、「農業生産法人かぬま」のような農業公社はつくれないかというふうな要望に対してはどのような検討をなされているのか、お伺いいたします。それを第８次総合計画の中に載せようとする気があるのか、気持ちがあるのか、考えがあるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。
○農政課長【松本勝彦君】　「生産法人かぬま」でございますが、こちらにつきましては、以前から行政のほうが出資する生産法人ということで、町のほうでも導入の可否については調査研究を進めているところでございます。その中で、いろいろと情報は頂いているが、ちょっとどこまで公表していいかというのもございますので、正確な情報はちょっと今お伝えすることは差し控えさせていただきたいと思いますが、やはり、こちら経営母体が鹿沼市農業公社が母体で、収益事業というのをこちらで実施しているということでございます。やはり、市の、行政のほうの財政負担というのもかなり出てきてございます。そのようなことを考えますと、上三川町の場合、平たんな地形ということで優良農地が広がってございます。県内の他市町村に比べましても遊休農地の割合というのが低く抑えられている現状を見ますと、今後１０年間でそういった町が出資する法人の立ち上げというのは、まだ設置するには時期が早いのかなと感じてございます。農業は産業でございますので、最終的に行政が農業に携わるというのは最終段階かと思います。これまでどおり意欲ある担い手がですね、より経営規模が拡大できるように、町のほうとしては生産性の効率化とか省力化というのを重点的に置いて施策のほうを進めていきたいと考えてございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。
○７番【志鳥勝則君】　昨日、農業公社へ行ってちょっと資料をもらってきたんですけども、営農集団、いわゆる法人になっているもの、あるいは土地利用型農業者ということで、１６人の農業従事者がいるということ。そうした中で、平均年齢は６３．１歳、あと２年余たつと、昨日も出た話じゃないですけども、生産年齢をオーバーしている人ばかりになっちゃうんですよ。私が今推測することは、どこの営農集団でも、あと５年たつと平均年齢７５、生産年齢人口を１０年も超えていると。あと１０年たつとみんな８０だと。こういう人らが将来の農業を今のような形で担っていけるかどうか、これは決して担えるわけないです、体力的にも。
　私の集落営農組合の話をしますと、現在１６人いますけども、その中にはサラリーマンも数多くいます。そして、６人ぐらいの人数が定年退職組で、皆７０以上の人が４３ヘクタールの米麦を担っていますけども、今までは１０年間契約していましたけども、これからは３年にしようと、１０年先の７０までは契約を受ける自信がないと。では３年にしようと。３年の契約をするときに、あと今後３年後、契約をまた契約更新するときに、あと２年ぐらいしか受けれないよというときには、４３ヘクタールのうちの２１～２ヘクタールは農業者に返していくと、多分、上蒲生の集落営農組合もそういう形になると思います。みらいファームかみごうも半分は返していこうと、石田地区も半分は返していこうと。個人でやっている土地利用型農業者、これらも返していこうと、せがれがやらないからやる気ない、返していこうというふうになると、今後５年から１０年の間に約２００ヘクタールの農地が耕作放棄地になっちゃうんじゃないかと。こういうふうになったんじゃしようがないと、それを懸念して、鹿沼のような受託体制のできる農業公社をつくったらいいんじゃないかというふうな農協からの要望書でもあるんですよ。
　それで、受託作業をする農業公社ということで検索しますと、岡山県の吉備中央農業公社というのが

あるんです。私ここへ電話して聞いたれば、農業公社自体で受託作業を行っています。肥料散布、除草剤散布、田植作業、田んぼ耕起、代かき、収穫作業と。これは、何人ぐらいいるんですかというと、専属の職員として１０人いますと。この機械の設備はどうしたんですか、町で設備は投資したんです、将来の農業を考えてというようなことなんです。職員の身分はどうなんですか、農業公社ですから町の職員の身分と同じですよ。身分保障があって、給料も町の職員と同じで、そこへ従業員を雇って、町の職員と同じですから、２０年、２５年月賦で家も建てられるわけですよ、安定した収入がありますから。子供３人つくって、まともな教育もできるわけですよ、役場の職員と同じ給料ですから。こういった組織を今の上三川町農業に立ち上げて、受託作業をできる農業公社、そして将来の上三川町の農業に憂いを感じないような生産体制を取ったらいいんじゃないかと思っているんですよ。

私も農政課に、いわゆる昔の農務課にいましたけども、農家にはよく足を運んで、農家となじみになってよく意見を聞きました。そういった行動を取ってやることが農政課の職員じゃないかと思います。ぜひとも、今言ったような話で、将来に憂いを感じるならば、今からでも遅くない、５年後には受託作業のできる農業公社を立ち上げるというようなことで考えていってもらいたいと思います。それに対してどう思います、課長？

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほど議員のほうから岡山県の吉備中央地区ですかの例が挙げられましたが、こちらにつきましては、多分法人かぬまについても同様で、法人かぬまがたしか２７人だったと思います、の職員で約４００ヘクタール余の農地をカバーしているということで伺ってございます。やはり議員のおっしゃるとおり、人件費というものは公社が負担するとなると、当然公社単独での経営ということではないかと思いますので、行政のほうからの補助金なり負担金なりというのが発生すると思いますので、かなりの財政支出というのが考えられますので、その辺につきましては今後検討した上でですね、本当に必要なときはそういった対応も取らざるを得ないことになるかと思いますが、現段階ではまだまだ上三川町で規模拡大したいという担い手もいますし、今般米の高騰ということで、もっと増やしたいというお話も頂いています。ただ、やはりそんな中で、ほ場の条件のいいところであればどんどん増やしていきたいんだけども、なるべく近くであれば幾らでも借りるという方もいます。そういったこともございますので、やはり先ほど申し上げましたとおり、基盤整備のほうを進めていきたいなと感じてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　吉備中央農業公社というのは中山間地帯であります。優良農地については、地域の集落営農組合とかが耕作していると。しかし、その集落営農組合も借りないような農地を耕作放棄地にしたくないからといって、こういった農業公社を町が投資してやっているわけです。１，５００万円のコンバインを１０台買っても１億５，０００万円、１，０００万円のトラクターを１０台買っても１億円、５００万円の田植機を買っても５，０００万円、幾らもかかる投資じゃないじゃないですか。もう３億円かければ格納庫から機械までそろいますよ。そこに従業員を必要な人数、５人から１０人ぐらいな人数が必要かと思うんですけども、これらに対する人件費、これも町が支出する。いきいきプラザ

に毎年２億４～５，０００万円の業務委託料を、指定管理料を一般財源から支払っているつもりになれば、何ということないんじゃないですか。金の使い方の考え方だけですよ。その辺のところを頭に置いて、またこれに関してはまたいずれかの機会に進捗状況をお聞かせ願いたいと思いますので、その辺のところを慎重に検討していってください。

時間もないようなので、次の２点目、公園の維持管理について、上三川町の公共施設の健全な維持管理について町はどうしているかということでお伺いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

本町の公共施設につきましては、上三川町公共施設等総合管理計画を策定し、その基本方針である安全、安心の確保、施設規模、配置、機能等の適正化、コスト及び財政負担の縮減を柱とし、更新及び改修等に努めているところでございます。御質問の都市公園につきましては、国の公園施設の安全点検に係る指針や公園施設長寿命化計画策定指針を基に策定した上三川町公園施設長寿命化計画に基づき修繕等を実施しております。また、その他の公共施設につきましても個別施設計画を策定するとともに、日常管理点検等の計画的な点検、修繕を適切に行うことにより、維持管理に取り組んでいるところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　結構な維持管理方針お聞かせ願って、ありがとうございます。

時間もないようなので、簡単に話をまとめますけども、私がここ何年かの間によく公園のいわゆる見回りをして、どんな維持管理をされているのかなというふうなことで思っているんですけども、まず一つ目立つのは、蓼沼公園の桜の枝の繁茂、見通しが利かない。それと、蓼沼公園の八ツ橋の劣化。それと、城址公園の南西の土塁のあずまやの使用禁止。もう一つは、人を迎え入れようとする文化財施設の生沼家住宅の維持管理、これがなっていない、人を招き入れるような庭先になっていない。それと、同じ公共施設である学校給食センターの敷地内の雑草、歩道側にサツキの植え込みがありますけど、そこからススキが１ｍ５～６０ｃｍ伸びて、歩道側のほうに寄っている。衛生的な場所でならなくちゃならない。何でそういった日常的な管理をしっかりとできないのか。これに関係する各課の課長の御答弁を求めます。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、蓼沼親水公園の桜の枝についてですが、議員のおっしゃるとおりに地面まで伸びきっていたり、また、照明にかぶさっていたりということで、非常に管理の状態としてはあまりよろしくないかということは認識しております。こちらにつきましては、秋以降ですね、葉が落ちた後に枝を切る剪定のほうを進める予定でございます。

続きまして、同じく蓼沼親水公園の八ツ橋につきましては、令和２年の健全度調査にてD判定となりまして、立入禁止となっております。この間、非常に長い間、利用者の方には御不便をおかけしている

ことは認識しておりまして、大変御迷惑をかけているということでございます。蓼沼親水公園につきましては、同公園内に谷川という川が流れているんですけども、こちらに二つの橋梁がかかっておりまして、こちらの修繕をまず優先的に行っていたこともありまして、立入禁止の期間が長くなってしまったということでございます。こちらの工事が終わりましたので、来年度予算を計上しまして更新していくということで、長寿命化計画にのっとりまして進めていく予定でございます。

それと、上三川城址公園のあずまやにつきましても、同様に令和２年以前から立入禁止ということになっておりまして、非常に御迷惑をかけているところでございます。こちらにつきましては、国のほうの交付金の対象外の施設になってきまして、町の単独費の対応ということになりますので、長期間御迷惑をかけてきたというところでございますが、本年度に入りまして、改めて交付の要件のほうを確認して、交付金の対象でないというところまで確認しております。その後にですね、ではどういう更新が、修繕ができるのかということで、現地のほうを、工務店等と一緒に立ち会いまして、今後改修していくということを前提に話を進めているところでして、費用にもよりますが、今後早ければ本年度、費用によりますけども、来年度以降に改修のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷　昇君】　ただ今御質問にございました生沼家住宅の除草作業につきましては、本年度より、庭木剪定作業と併せまして除草剤の散布作業につきましても予算化して実施しております。雑草の育成状況を見ながら、年６回の散布を予定してございまして、散布範囲につきましては敷地内と敷地に隣接した道路付近ですね、そちらの箇所の散布を行っておりまして、今年度につきましてはこれまで５月、６月、８月の計３回散布しておりまして、この他にも繁茂の状況に応じまして職員による除草剤の散布を実施しているところでございますが、確かにこの高温等で雑草の生育というのが予想を超えているところもございまして、議員指摘のとおり、外から見たらちょっと草が伸びているというような状況になっているところも、そこは確認してございます。今後はその状況にならないよう、今後管理の見直し等も図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長【稲川　洋君】　教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】　給食センターのほうについてお答えいたします。

給食センターについては、年３回の除草作業ということで業務委託しているところでございますが、私も先月伺ったときにちょっと伸び過ぎたなと思っておりましたので、年３回で間に合わないようでしたら、職員常駐していますので、時間を見つけてちょっとそうなる前に対応していきたいというようなところでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　蓼沼親水公園と城址公園のあずまや、これらについては早急に対応してください。八ツ橋を渡れないように入り口にカラーコーンが置いてありますけども、いつ誰がそこを渡るというふうな可能性もあるわけですから、事故が起きてからじゃ間に合わないということで、早急な対応を。

私が城址公園のあずまやを見たときに、４本の柱のうちの１本が足元が劣化しているんですよ。私が

思ったのは、下の劣化している部分を地面から５、６０センチのところで切って、そこへ新しい材木をほぞ穴入れて接ぎ木すれば１０万円、１５万円で直るんじゃないかな、何でやらないかなというふうに見てきましたけども、今の考えの中で、計画の中で、今後よろしくお願いします。

それと、雑草の繁茂ですけども、今までのような管理でいれば間に合わないと。今年なんかは、田んぼで今まで生えたことのないようなところにヒエが生えたり、今まで生えたような草じゃないのが生えたり、田んぼに入ってむしったと思ったらば、また違う雑草が生えてきたということで、１枚の田んぼに場所によっては３回も４回も入らなくちゃ田んぼの維持管理ができないと。この異常気象の中ですから、今までのような……

○議長【稲川　洋君】　志鳥議員に申し上げます。質問をまとめてください。

○７番【志鳥勝則君】　管理方針に基づいて、健全な維持管理を今後お願いします。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　質問途中ですが、ここで１５分間休憩いたします。

午前１１時０５分　休憩

午前１１時１８分　再開

○議長【稲川　洋君】　休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　７番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、５番・上村康幸君の発言を許可します。５番、上村康幸君。

（５番　上村康幸君　登壇）

○５番【上村康幸君】　それでは、通告順序に従いまして、私からの一般質問をさせていただきます。

大きく今回は三つの質問をします。まず、一つ目として、町のこども計画にありますように、令和８年度から始まる予定の乳幼児通園支援制度、こども誰でも通園制度について伺います。まず、一つとして、この事業の内容はどのようなものなのか。二つ目として、いつから開始を予定するのか。３として、医療的ケア児や障がい児等の受入れはどうするのか。４として、利用者の利便性や受け入れる施設の負担軽減のためオンラインでの利用申請はできるのか。この四つを聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目と２点目につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない生後６カ月以上から満３歳未満までの子供が、月１０時間の枠内で一定の料金を支払い保育所等を利用するもので、令和８年４月から開始予定となっております。目的といたしましては、子供たちが家庭とは異なる環境での経験や、地域に初めて出て家族以外の人と関わる機会を得られることなどがございます。

次に、３点目についてお答えいたします。医療的ケアを必要とする子供の受入れにつきましては、適

切かつ安全に医療的ケアを提供する必要があり、看護師や一定の研修を受講した保育士等の配置や環境の整備が必要でございます。現状、こども誰でも通園制度において医療的ケア児を受け入れることは困難ですが、今後、医療的ケアに関する研修受講や緊急時の対応についての情報の共有や、受入れに必要な体制を整備できるよう、町、事業者及び関係機関等が連携して検討を行ってまいります。

次に、４点目についてお答えいたします。国におきましては、こども誰でも通園制度の創設に向けて、利用者、事業者及び各地方公共団体に対して、制度の円滑な利用や業務の効率化を図る目的で総合支援システムを整備しているところでございます。現在はシステム運用に向けて準備中でございますが、利用者にはオンラインでの登録や利用申請をしていただくことが想定されております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　では、幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

こども計画では、この乳幼児通園支援事業について利用者数を１０人ほどと想定しているんですけれど、これというのは、これからの将来人口推計ですとか、また多くの家庭が保育園を利用するという、そういうことからこの利用人数の想定に至っているのでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、今後の子供の数の減少と、また保護者の方の就業のほうが増えてまいりまして、こども誰でも通園制度の利用のほうはあまり増えずに減少傾向ではないかというような見方でございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　町の予測ではそうなっているんですけれど、育児休業が１歳までなんですね。ですので、０歳から１歳までの育児休業中の期間にこれを利用する方は、これから育児休業の取得率が向上するとともに増加してくるんではないかと思うんですけれど、もう少しこの見込みというのは多めにしたほうがいいんではないかと思いますけど、その辺の育児休業との絡みはどうでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、育児休業中の利用というのも考えられると思います。しかし、今、上三川町の保育で、この誰でも通園制度のほかに各園で一時預かりというのも実施しております。それに関しましても預かれる状況ですので、それも預かっていきたいなと思っております。また、子育て支援センターのほうでも土日や祝日に一時預かりというのを行っていますので、こども誰でも通園制度、一時預かり、支援センターの一時預かり制度で育児休業中の保護者の方のリフレッシュのほうは賄えるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　一時預かりと、このこども通園事業の目的がちょっと異なりますので、利用者

の方にもぜひ理解をしていただいて、それで選択して利用していただけるようになればと思います。

それで、利用時間を一応１０時間ということだと思うんですけれど、他の自治体を見ても、大体国の定める補助のある１０時間を取っているんですね。ですが、保育園の入所者や何かですと、保育園に慣れるまで慣らし保育というのをつくっているんですけれど、やはりこれも最初の何カ月かというのはそういう時間を取らないとなかなかうまく利用できないのではないかと思うんですね。国としては１０時間ですけど、自治体の裁量でそれは増やせるということですので、上三川町独自にこの１０時間プラス、町独自に何か何時間かプラスする慣らし時間というようなものを考えてはいませんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

こちらのこども誰でも通園制度に関しましては、やはり受け入れていただける保育所のほうの体制の整備というのも課題となっております。また、このこども誰でも通園制度を利用した場合、保育所のほうで受入れ体制が整えてあったとしても、誰も利用者がいなければ、委託料等は保育所のほうに入らない仕組みになっておりますので、あまり時間を広げて、それに見合った体制をしていただいていた場合、保育所のほうの負担のほうが増えてしまうという課題が出てきます。ただ、議員がおっしゃったように、今後この１０時間で始めて、これで不足している、もっと利用したいというような御意見があったときには、そこは逐一そのたびにお話を聞いて直していきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　まだ今計画実施に向けて策定中だと思うんですけど、今のところ受入れをしていただけるというような保育施設はどのくらいあるんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

受入れ体制が整っているというふうにお答えいただいた園は一つ、町内で一園でございます。ただ、他の保育所のほうからも、要望があれば体制のほうは整えられる準備はあるというような回答を頂いておりますので、受入れの皆さんの活用状況を見て、また順次実施していただける園の協力のほうを仰ぎたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　あと、この利用開始に当たって、今の慣らしのこともありますし、利用者の方と園側との良好な関係を構築するために、やはり生後数カ月ですと、最初の利用開始数カ月ですとか、あるいは生後６カ月から１歳未満の子供、親子通園を原則としては、そういうような考えはないでしょうか。もし、それで園のほうから、通園必要なければ、いいですよという話になると思うんですけれども、そういう考えはどうでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

こちらのこども誰でも通園制度の国のほうの決まりとしまして、親子通園というのを条件としてしま

うと、それはこのこども誰でも通園制度の目的に即していないということで、その親子通園のほうを条件とはできない今状況です。しかし、先ほど、こども誰でも通園制度のほかに、保育所のほうで一時預かりというのを今実施しているというのがあったと思うんですが、それに関しましても、最初の慣れないうちとかは親子、保護者の方が一緒に何時間か過ごして様子を見るということも各園で皆さんいろいろ努力をしていただいていますので、このこども誰でも通園制度に関しましても、そのお子さんの様子を見て、園のほうで子供のストレスにならないような環境づくりをしていただけると思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　分かりました。答弁にもありましたように、これからいろいろと事業のほうも町民の意見を聞いていきたいということなんですけれど、これから４月に始めるに当たってこれからどういうようなスケジュールで町民にこれを周知して、またそういう意見を聞く場をどういう形で設けていくのか、その辺のところをお聞かせいただけますか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問お答えいたします。

具体的な何月に何を実施していくというのはまだ決定はしていないんですが、令和８年の４月にスタートですので、やはりある程度の周知期間というのは必要だと思っております。新年明けるあたりには皆さんのほうに伝える準備ができるようにしていきたいと思います。また、皆さんの御意見に関しましては、町のほうでやっているメールなり、また子育て支援センターのほうに小さなお子さんとかいらっしゃっていただいて適宜アンケート等を取っておりますので、アンケート等を利用して小さなお子さんを持つお母さんの御意見のほうは聞いていきたいと思います。また、周知の仕方に関しましては、今お子さんのほうにしらピヨアプリというアプリのほうを皆さんに入れていただけるように御協力お願いしているところですので、皆さんの手のほうに情報が届くように、各種の媒体を使って周知のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　ありがとうございました。

次に、ちょっと医療的ケア児のことについて質問したいんですけれど、以前では失われていた命が医療技術の進歩によって救えるようになりましたが、そうした命を社会全体で支える仕組みがまだ整っているとは思えないんですね。これからそうした町民や保育事業者の方にそうした仕組みづくりの必要性ですとか理解を啓発するような考えはありますでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁にもありましたとおり、こども誰でも通園制度におきましては、医療的ケア児の受入れというのは、今は厳しい状況です。また、上三川町の今ある保育所のほうでも、通常の保育で医療的ケア児の受入れというのは難しい状況になっております。しかし、議員がおっしゃったように、今後、医療的ケア児のほうは数が増えていくと考えておりますし、また、医療的ケア児がお子さんにいるからとい

って、保護者の方の就労というのが妨げられてはいけないというふうに考えております。医療的ケア児のほうの受入れに関しましては、県や国等で受入れの補助制度でありますとか、また研修制度でありますとか、そちらのほうをつくっていただいていますので、そこに関しましては今後積極的に活用して、上三川町の保育所においても医療的ケア児が受け入れられるような体制づくりには努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　分かりました。これからもそういうような理解や体制の整備に努めていただければと思います。

それと、あと、この制度の利用に当たってのオンラインシステムなんですけれど、この９月からさくら市ではこども家庭庁のこども誰でも通園制度総合支援システムを使ってこの事業が始まっているということですけれど、そうしたところの情報は得ているんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

実施しているところ、使用しているところ、活用しているところというのは入ってきているんですが、あまり中の詳細のことまでは調査していないのが現状です。国のほうで今整備していただいているシステムに関しましてもまだ流動的なところがあって、町のほうでも試しに試行という形で使える部分はあるんですが、まだ全体像は見えてこない状況です。しかし、やはり若い保護者の方にとってみれば、システムというのはとても活用しやすいものだと思いますので、その形、全体像が見えてきましたら、そこは積極的に情報収集して活用していきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　明快な答弁をありがとうございました。では、次の質問に移らせていただきます。上三川町の保育についての質問です。

８月６日の下野新聞の記事において、本年４月１日現在の上三川町の待機児童数は８人という記事が出されました。しかし、この記事の基となる栃木県の発表では、この８人は特定の保育園等のみを希望している者であって、県としてはこれは待機児童には含めないとしています。栃木県発表では上三川町の申込み児童数は６７５人で、実際に保育所利用児童数は６６７人、その差がこの８人ということですね。この６７５人、申込み児童数は、町内の認可保育所施設の定員数を下回っているので、本来は不足はないはずなんですね。でも、利用者の側にしてみれば、こうした数量のニーズは満たしているんですけれど、自宅の近くで預けたいですとか、通勤途上の経路で預けたいですとか、上の子が行ったところに預けたいですとか、いろいろな希望があると思います。これもやはり一つの保育のニーズではないでしょうかということで、その上で町は保育のニーズを満たしていますかという質問をさせていただきます。２番目として、国では今多様な保育事業を進めていますが、子供が減ってもこうやって事業が増えていることによって、それを担う保育士さんは町では足りていますか。３として、２０２１年の厚労省調査では、小学生のヤングケアラーは全体の約６．５％、約１５人に１人の割合で存在していると。そ

の世話をしている家族は兄弟が最も多いという結果になりました。そして、このうち２割弱の子供は６歳までにもう世話を始めているという実態が明らかになっています。保育園の入所時にこうしたヤングケアラーの実態は把握しているのでしょうかということで、ヤングケアラーはいますかという質問です。４として、子育てにおいて祖父母の果たす役割も大きいと思われますが、町として孫支援にどう取り組んでいますかという質問をします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。本町における待機児童数は、年度当初４月には０の年が続いておりますが、年度後半にかけて０歳から２歳において待機児童が発生しているのが現状であります。今後の待機児童対策といたしましては、来年度からやしお幼稚園が認定こども園に移行する予定であり、主に待機児童が発生する０歳から２歳の枠が増えることに伴い、受入れ数が確保される見込みでございます。

次に、２点目についてお答えいたします。保育士の現状といたしましては、こども家庭庁のデータによると、令和７年４月の全国の保育士の有効求人倍率は２．５８倍で、全職種平均の１．１８倍と比べると高い水準となっております。町内の一部の保育園等において、育児休業や急な退職などに伴い新たな保育士の確保が必要な際には、人材派遣の利用などで対応している状況でございます。現在、町では保育士の確保に向けて、町内の保育園、認定こども園等への就労を希望する方に登録を頂き、各園に情報を提供する取組みを実施しておりますが、今後更なる取組みの必要性を感じておりますので、検討を続けてまいります。

次に、３点目についてお答えいたします。ヤングケアラーの問題は周囲から認識されにくく、また子供自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していないこともございます。本町では、保育所、学校等における幼児、児童等の生活の中で、ヤングケアラーと疑われる様子があれば、早期発見、早期対応を行えるよう、子ども家庭課と情報共有ができる体制が整っております。現在のところ、大人が担うようなケアを引き受けているという子供の情報は把握しておりません。

次に、４点目についてお答えいたします。近年、共働きの増加によって、子育てに祖父母の協力が必要となる機会が増えており、その中で子育ての方法の違いなど世代間のギャップに苦労されている家庭もあると聞いております。本町では、祖父母向けの子育てに関する基本的な事項を記載した冊子を希望者に配布することで孫育ての支援を行っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　答弁ありがとうございました。

この下野新聞の発表であった８人の待機児童というのは、今現在もう解消されているんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

自分が希望した園に入れない子のことを潜在的待機児童、下野新聞に載っていたのはその潜在的待機児童で、上三川町では、どこにも入れない、どこでも希望しても入れないという待機児童は０人でござ

います。

先ほどの潜在的待機児童の８人に関しましては、これはまだ０人にはなっておりません。理由といたしましては、やはり先ほど議員がおっしゃったように、自宅の近くであったり職場の近くであったりという決まった園を御希望されたり、また兄弟で同じ園に入りたいという御希望があって、片方の子は入れるけれども片方の子が空きがないということで、希望に沿えないという潜在的待機児童のほうはまだ０人というふうに解消はされておりません。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　町長の答弁にありましたように、数の面では足りているということなんですけれど、そういういろいろな事情でなかなか保育園に入所ができない。どこの地域に何歳の子供が何人いるかという情報はもう住民登録で分かっているはずですし、保育園の分布ですとかその定員数ももう分かっていることなので、あとはそうした利用者、保護者の意向がどうなのかということで、いろいろな方策が立てられるかと思うんですけれど、もう少し入所時にいろいろなそういう家庭調査ですとか意向調査があると思うんですけど、もっと早い段階で、例えばもう新生児の訪問や何かがありますけれど、将来的にそういうような意向、どういうような意向があるかとか、そういうようなもっと早い段階で意向を聞くような考えはないでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

生まれた頃から保育園のほうの希望を聞くというのは、県内でも、保育の児童の余裕がある市町ではもう既にやっているとは聞いております。ただ、上三川町におきましては、やはり今ぎりぎりの段階で、来年からやしお幼稚園のほうに協力していただいて０歳から２歳の児童の枠を増やしました。新生児の間にお話を聞いて、その頃からいろいろ分配であるとかそのような計画は立てられればそれが理想だとは思うんですが、やはりお子さんを持つ若い世代の方、いろいろ住所の異動というのが激しい、あまり固定はされていないので、早いうちに聞いて希望に沿えないことがあったときには、ちょっと申し訳ないかなという気持ちが今のところはしております。ただ、今後、上三川町のほうでもやしお幼稚園で認定こども園となって御協力していただけますので、なるべく皆さんが、保護者の方が心配なく仕事のほうに戻れるような体制が整うためであれば、なるべくできる限り早い期間から募集ができるように検討はしてみたいと思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　そうした上で、子ども家庭課の仕事量というのも、すごくそういうことをやると増えてくると思うんですね、大変なことだと思います。それで、今全国の自治体でも導入が始まっているんですけれど、ＡＩによる保育所入所選考マッチングシステムというのが全国の自治体でも今始まっているんですね。上三川町ではこうした、保護者にとっては公平性、透明性を保ちますし、町、自治体側にとっては非常に負担軽減になると思うんですけど、こうしたものの考え方はありますか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃいましたＡＩのシステム、マッチングシステムに関しましては、検討はしたことはございます。ただしかし、導入費用が大分高額で諦めた経緯がございます。また、先ほど議員がおっしゃっていただいたように、確かに職員のほうの事務量というのは、大変なこの保育に関しましては、保育所を決定する段階に関しては、大分事務量というのは大変な事務量になっておりますが、きちんと保護者間で不公平がないように、一つの事案に関してきちんとした点数でその判定のほうを行っております。ただ、今後このマッチングシステムがもう少し安価な状況で導入できて、そして、その金額に基づいた、コストをかけただけの効果が見込めるようであれば、導入のほうはまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　分かりました。

保育士の充足なんですけれど、今、町長の答弁でもこれからいろいろ方策を考えていくということなんですが、宇都宮市では独自の制度として、保育士の給料上乗せ制度として、市内保育所に保育士として従事する方を対象に、給料とは別に経験年数に応じて１月当たり最大２万４，０００円の補助、また、若手保育士を対象に、最大５年間、１月当たり最大５万５，０００円の家賃補助というのがあるんですね。こうした保育士就労支援事業、これから検討しますということなんですけれど、何か検討されているでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

検討しているか、検討していないかという答えになりますと、検討しております。ただ、まだいろんな相談であるとかということまで、予算であるとかまで至っていないので、ちょっとここで言うことはできないんですが、町の保育所の経営者の方や園長先生の方の御意見を頂いて、どのような方法が一番保育士の方が上三川町の保育所で働いていただけるのかというのを検討して、今その施策については検討しております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　あと、下野市なんですけれど、下野市保育士等就業奨励金というのがあるんですね。これ、下野市内の保育所で働きたいと思っている、保育士になろうとしている学生さんに、自宅通学が３万円、自宅外が５万円を交付するということなんですけれど、保育士さん女性も多いですので、町の女性の勤め先を確保する意味でも非常に有効な方策ではないかと思うんですけれど、こういったものはどうでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

今の議員がおっしゃいました下野市のほうの施策に関しましては認識しております。また、とても効果的な施策だというふうに認識しておりますので、もし上三川町に導入できる可能性があれば、そこは

検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　ありがとうございました。ちょっと、それではまた話を変えまして、孫育てについてちょっと質問させていただきたいと思います。

２０１８年に、ここにいる同僚議員の一般質問を契機として、孫育ての支援として祖父母手帳が希望者に配布されることになったのかと思いますが、これはもう希望者ということではなく、広く町民に周知すべきことではないんでしょうか。ホームページからダウンロードできるですとか、あるいはホームページで見ることができるとか、そういうような、もっと広めてもいいのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

「保護者の方の年代の子育ての仕方と祖父母の方の子育ての仕方のギャップを埋めたい」、「祖父母の方に、子育ての主役は保護者の方だから、保護者の方の子育てに合わせましょう」というようなものがこの祖父母手帳、また孫育てというものの目的になっております。議員がおっしゃったように、祖父母手帳に関しましては今、希望者の方だけに配布しております。上三川町のほうでも手帳のほうは配布していなかったんですが、２０２２年までは広報のほうに、毎年１０月に孫育てについてというような記事を載せておりました。しかし、広報に載せたときに、やはり保護者の方から、「我々の子育ての仕方が間違っているというのか」というような御意見も頂きまして、それでこの広報を載せるのをやめたわけではないんですが、やはり先ほど議員がおっしゃったように、ホームページ上とかで、御希望の方が、保護者の自分のお子さん、息子さん、娘さんの子育ての仕方に対して協力していきたいという方がいつでも見れるような状況というのは今後つくっていくことはしたいと思っておりますが、やはり祖父母手帳を全員に配るということは、子育ての仕方について何か強制するような面もあるのかなと思いますので、手帳の配布に関しましては今までどおり希望者の方への配布ということを実施していきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　そうした情報を広めていく一つの手段として、祖父母を対象に孫育て教室とかそういうようなものを開催する考えはありませんか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えします。

今、保護者の方を対象に、産んだ後に産後ファミリーというような子育ての教室のほうを開いております。そこに産後ファミリーとはいっても、祖父母の方が希望すればそこには参加できる状態にはなっておりますので、そこに参加して、保護者の方の年代の方と一緒に子育てについて学べるところ、もう少し参加したい方が参加できるような周知の仕方というのは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。
○５番【上村康幸君】　あと、まだ一部の自治体なんですけれど、民間もそうですが、孫の誕生日や何かに休暇が取れる孫休暇制度というものが今始まっているんですけれど、本町ではそうしたことは考えていますか。
○議長【稲川　洋君】　上村議員に申し上げます。それは本町の職員に対してですか。それとも全勤労者に対してですか。
○５番【上村康幸君】　本町の職員に対して。
○議長【稲川　洋君】　本町の職員に対してですね。それは今回の質問とはどういうふうに合致しますか。
○５番【上村康幸君】　孫育てに関わって、本庁の職員もそういうような、率先して孫育てに関わるという意味で質問させていただいたんですけれど。
○議長【稲川　洋君】　では、総務課長。
○総務課長【星野和弘君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。
　議員のただ今の御質問ですが、現在のところそういった検討もしていないし、今のところそういう考えもございません。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。
○５番【上村康幸君】　あと、やっぱり孫育てには幾らかのお金はかかるわけで、広島県府中町では、孫育てということで、プラチナ保育手当ということで、孫育てに継続的に当たっている祖父母に対して幾らかの助成をしているんですけれど、そういうような考えはどうでしょうか。
○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。
○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。
　お孫さんを見ていただいている祖父母の方に何か給付金を払っているという自治体があることは認識しているんですが、その目的というのが、見ていただいていることに対する手当なのか、もしくは０歳から２歳の待機児童が多いために、そこを緩和するために、一番混んでいる部分の年代を、おばあちゃん、おじいちゃん、そこの方に見ていただくためにそのような手当を払っているのかというのは、ちょっとそこまでつかみきれなかったので、上三川町でやるのかというお答えに関してはちょっと答えづらいところではあるんですが、ただ、今、上三川町で祖父母の方がお孫さんを見ていただいている方もいるとは思うのですが、それに関しましては手当等を払うのではなく、感謝で済ませていきたいなと思います。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。
○５番【上村康幸君】　分かりました。
　それでは、三つ目の質問に移らせていただきます。三つ目は、ＲＳウイルスワクチン接種費助成について伺いたいと思います。１として、母親に接種して免疫をつくり、それが胎児に移行して生後すぐからの乳児の感染予防を図るＲＳウイルス母子免疫ワクチン接種費助成の考えはありますか。２として、

生まれてからの感染予防のためのＲＳウイルスワクチン接種費助成の考えはありますか。３として、乳幼児だけでなく高齢者の肺炎の原因ともなり、特に基礎疾患のある方は重症化しやすい感染症です。こうしたＲＳウイルスによる感染症やその予防策であるＲＳウイルスワクチン接種の啓発の考えはありますか。以上、お願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。ＲＳウイルス感染症は、ＲＳウイルス感染による呼吸器の感染症でございます。生後２歳までにほぼ１００％の乳幼児が少なくとも１度は感染し、何度も感染と発病を繰り返すと言われております。ワクチンにつきましては、高齢者を対象としたものと妊婦を対象にしたものがございますが、御質問の母子免疫ワクチンにつきましては、妊婦が接種することで、およそ生後６カ月以内の乳児が感染した場合に重症化予防が期待されるものでございます。ＲＳウイルスワクチンは、現在、御本人の意思に基づき、医師と相談の上で接種を検討していただく任意予防接種であるため、費用は全額自己負担でございます。今後、他市町の動向を注視しながら、助成について検討してまいります。

次に、２点目についてお答えいたします。出生後につきましては、重症化リスクの高い基礎疾患がある新生児及び乳児については、抗体製剤が保険適用となっておりますので、現在のところ助成の考えはございません。

次に、３点目についてお答えいたします。ＲＳワクチンの妊婦への接種啓発につきましては、希望される方が接種できるよう、妊娠届出時に御案内する母子手帳アプリなどで情報提供をしてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　ＲＳウイルスワクチンですけれど、多くのほとんどの乳児がかかるということで、ぜひ実施をしていただきたいものだと思っています。あと、６０歳以上の高齢者の方においても、基礎疾患のある方など非常に重篤化しやすいウイルスですので、これもぜひ検討していただきたいと思います。母子免疫ワクチンですと足利市が今年から助成を始めていますし、茨城県鉾田市では妊婦さんも高齢者もともに助成をしているところがあります。そうしたところの助成も見ながら、ぜひ検討を進めていただきたいと思いますし、また、生まれてからのことですけれど、それも今言われたように、ダウン症の子供ですとかあるいは基礎疾患のある子供に対してのシナジスという３回投与のものがありますけれど、それ以外にも医療機関と連携して１回投与で済むというものもあります。それですと、高知県須崎市が今助成を始めています。そういうような各それぞれの自治体の情報を得ながらぜひ検討を進めていただきたいと思います。

また、啓発しても、母子免疫ワクチン１回約３万円、高齢者のもので１回約２万５，０００円かかりますので、なかなかおいそれとは打っていただけないと思うので、ぜひ町で幾ばくかでも補助をしていただければ広がるのではないかと思います。ぜひ今後とも考えていただきたいと思います。

では、これをもちまして、今回の私からの質問を終わります。

○議長【稲川　洋君】　質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後１時より再開いたします。

午後０時０２分　休憩

午後１時００分　再開

○議長【稲川　洋君】　それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　５番・上村康幸君の質問が終わりましたので、順序に従い、６番・篠塚啓一君の発言を許可します。６番、篠塚啓一君。

（６番　篠塚啓一君　登壇）

○６番【篠塚啓一君】　それでは、通告順に従いまして、早速一般質問に入らせていただきたいと思います。今回は大きく二つの内容について質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、第１に、法人住民税についてということで、法人住民税がかかる要件はどのようなものなのか、また要件を踏まえて課税は適正にされているのか、以上、２項目よろしくお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。法人住民税の納税義務者は、市町村内に事務所又は事業所を有する法人、二つ目に市町村内に寮、宿泊所、クラブ、そのほかこれらに類する施設を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの、三つ目に法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するものとされております。また、事務所又は事業所とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであることとされております。法人は、これらの人的設備、物的設備及び事業の継続性の３要件を備えている事務所等を市町村に有する場合には、当該市町村に法人住民税を申告納付しなければならないこととされております。

次に、２点目についてお答えいたします。新たに町内に事務所等を設置して法人住民税の納税義務者となった法人は、関係法令に基づき、関係機関宛てに法人の設立等に関する届けを提出することとされております。町では、法人の設立に関する手続等につきましてはホームページで周知するとともに、関係機関等との情報共有により法人住民税の納税義務者の要件に該当する法人の把握に努め、適正な課税に努めております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　すごく丁寧な答弁で、ありがとうございました。逆に聞くことがちょっとなくなってきちゃったんですけれど、まず法人住民税、課される課税の対象として考えられるのは、まず最初にあった事務所又は事業所を有する法人、それと、あと寮とか宿泊所、クラブなんかが例えば上三川町にあって、かつ事務所や事業所を有しない法人というのが主なものになるかと思うんですけれども、

例えば最初の事務所又は事業所を有する法人と、それから、そうじゃない、例えば寮とか宿泊所のみ有する法人とでは課税される内容が異なってくるかと思いますが、どのような税金というか、そういったものがあるか、お聞きしてもいいですか。

○議長【稲川　洋君】　税務課長。

○税務課長【信夫一行君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

まず一つ目のですね、町内に事業所等を有する法人につきましては、均等割額と法人税割ですね、そちらの合算額が法人町民税として課税されます。

二つ目の寮等を有する法人で町内に事業所等を有しない法人につきましては、均等割のみ課税されるといったことになっております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　ありがとうございます。そうすると、事業所とか事務所というのは課税に対して３要件というのがあるかと思うんですけど、町長の答弁にもあったように、人的設備、それから物的設備、それからあとは継続的に事業が行われているということになるかと思うんですけど、例えば人的設備というのはどういったものというふうに考えていますか。

○議長【稲川　洋君】　税務課長。

○税務課長【信夫一行君】　人的設備についての御質問ですが、人的設備とはですね、事業に対して労務を提供する、事業活動に従事する自然人というんですかね、いわゆる人のことを指しておりまして、それについて正規従業員であることを問わずに、パートタイムとかアルバイトの方も含むということで解されております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　今、正規の社員にかかわらずというお話だったんですけれど、派遣会社からの派遣されている人というのはどうなんですか。

○議長【稲川　洋君】　税務課長。

○税務課長【信夫一行君】　派遣会社ということの御質問でございますが、派遣会社から派遣されて、その派遣先ですかね、の事業所の指揮命令系統に入るといった形であれば、その派遣先のほうの人的設備ということで捉えられるというふうに理解しております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　ありがとうございます。そうしたら、次に、物的設備というのはどういったものですか。

○議長【稲川　洋君】　税務課長。

○税務課長【信夫一行君】　物的設備ということでございますが、物的設備につきましては、業務を行うために設けられたもので、土地建物、その他事務に必要な設備というんですかね、そういったものを指すものというふうに理解しております。

以上です。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　そうすると、先ほど町長の答弁にもあったように、それが自己所有であるか否かというのは関係ないということでよろしいんですよね。
○議長【稲川　洋君】　税務課長。
○税務課長【信夫一行君】　議員おっしゃるように、自己所有でなくてはならないと、そういったことはないかと理解しております。
以上です。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　そうすると、最後にあと継続的にということなんですけれど、これって具体的にどういったこと、例えば二、三カ月とか、そういったものでも継続的な事業というふうに捉えるのかどうなのかというのをお聞かせ願えますか。
○議長【稲川　洋君】　税務課長。
○税務課長【信夫一行君】　事業の継続性ということでございますが、事業の必要性から設けられたもので、一時的なものについては含まれないということで考えております。その期間がどうかというのは、個別の事例に照らし合わせる必要があるかなというふうにも思っております。
以上です。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　そうすると、先ほど寮それから宿泊所、クラブとかで上三川町に事業所とかがない場合というのは均等割というのが課されるというお話だったと思うんですけど、均等割の最低額というのは幾らになりますか。
○議長【稲川　洋君】　税務課長。
○税務課長【信夫一行君】　均等割の最低額ということですので、年６万円ということでございます。
以上です。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　すみません。ありがとうございます。６万円から、あとは会社の規模とか社員さんの人数とか、あとは資本金額によって様々だと思うんですけれども、最低額は６万円。ということで、適正な課税がなされれば、そういった寮とか宿泊所を設けているところからも均等割の６万円は徴収できるということでよろしいんですよね。
○議長【稲川　洋君】　税務課長。
○税務課長【信夫一行君】　要件を満たしたところであれば、そうですね、均等割のほうは課税されるものということで理解しております。
以上です。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　そうすると、あとちょっとお伺いしたいのが、例えばモデルハウスとか、それからデパートとかといった複合施設の中にあるテナント、そういったものというのは対象になりますか。

○議長【稲川　洋君】　税務課長。
○税務課長【信夫一行君】　ただ今の御質問にお答えいたします。
　まず、デパート内のテナントということでございますが、それぞれの経営の、何でしょうね、状況によって一概に言えない部分もあるのかもしれませんが、一般的にですね、デパートの一部の敷地を借りて業者のほうが出店等をしている場合、自己の社員とかでそれら業務を行っている場合には、事務所と該当すると思われますので、課税の対象、納税義務者に当たるかと思います。住宅展示場につきましては、こちらの商品の見本としての意味合いが強いような住宅展示場の場合は、そういった人的設備とか備えていないとなれば課税されないケースもありますが、法人町民税の３要件ですかね、そちらを満たしているとなれば当然課税されるものということで理解しております。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　そうすると、あと昨日の先輩議員の質問の中にあったいきいきプラザサポーターズのちょっとお話をお伺いしたいんですけれど、昨日の答弁だと、任意団体ということで法人格を有していないので課税をしないというお話だったと思うんですね。ただ、その中に構成されている法人さん、サポーターズを構成している四つだか五つぐらいの法人があるかと思うんですけれど、多分昨日の町長の答弁の中にもあったと思うんですけど、そちらの法人に関してはこういった要件を満たしていれば法人住民税の課税の対象にはなると思うんですけれど、そういったところで課税はちゃんと適正にされているというふうに考えてもいいんですかね。
○議長【稲川　洋君】　税務課長。
○税務課長【信夫一行君】　ただ今の御質問にお答えいたします。
　そうですね、昨日御答弁させていただきましたが、サポーターズ、共同の指定管理者、事業体としては法人格を有していないという認識ですので、そちらは課税対象にならないということをお答えしましたが、町長のほうからも答弁ありましたように、各事業所、各企業につきましては、法人町民税の課税要件を満たしているものについては課税対象になるといったところで認識しております。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　ありがとうございます。そうすると、最後になるんですけど、要件に合致する法人に対しては適正に課税を行うことができるようにお願いして、１問目を終わりたいと思います。
　それでは、２問目に入りたいと思います。２問目は、６月の議会の最終日に開かれた全員協議会の報告案件の還付加算金に関連した質疑の中で、その処分に関しての質問に対して副町長の答弁の中に、まず審査会の中で議論をし、処分を決定したと、それから処分の中身については、地方公務員法で定める懲戒処分ではなく、事実上の処分ということで処分はしておりますけども、処分の中身を公表する事案ではなかったということで公表は差し控えておりますと。それから、処分については、該当する職員、それからその管理監督者、それらについて処分を行いましたというような答弁だったと思います。その時点でちょっとクエスチョンのところが結構あったんですけど、まだちょっと僕もよく分からない中で質問をしてもちょっとしょうがないのかなと思ったので、今回いろいろと調べた上で質問したい内容も

まとまったので、今回の質問に至りました。

ということで、通告書に書いてあるように分限及び懲戒処分の基準についてということで、町の分限及び懲戒処分の基準はどのようになっているのか、またその処分はどのような手順を経て決まるのか、以上、二つ、よろしくお願いします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。副町長。

（副町長　和田裕二君　登壇）

○副町長【和田裕二君】　ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。職員の分限及び懲戒は、それぞれ目的が異なり、分限が公務能率の維持向上の観点から、職員がその職責を果たし得ない場合に身分上の変動をもたらす処分であるのに対し、懲戒は職員に一定の義務違反があった場合に道義的責任を課し、公務秩序を維持するために行われるものでございます。処分量定の決定に当たりましては、個別の事案の内容に対して複数の要因を総合的に勘案することとし、町がこれまでに行った処分事例、人事院から示されている処分に関する通知等に加えて、上三川町職員分限懲戒等審査委員会の答申を十分に考慮することとしております。

次に、２点目についてお答えいたします。職員の処分が決定するまでの手続につきましては、上三川町職員分限懲戒等審査委員会に事案が諮問されましたらば、当該審査委員会において審査が行われ、出席委員の過半数により答申が決定されます。任命権者は、この答申を踏まえて処分内容を最終的に決定することとなります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、今答弁の中にもあったんですけれど、町には上三川町職員分限懲戒等審査委員会規則というものがあるかと思いますが、第１条には、「上三川町職員の分限及び懲戒等に関する処分の実施について、その適正を期するため、上三川町職員分限懲戒等審査委員会を置く。」とあります。また、第２条には、「審査委員会は、任命権者の諮問に応じ、」とありますが、まず、この任命権者とは誰になるのか、また諮問というのはどういう意味なのか、お答えください。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　いわゆる任命権者ということになりますので、町長でございますとか、議長もそうですし、独立行政委員会なんかもそうですね、そういったそれぞれの任命権者ということになりますし、諮問につきましては、これについてはいかがですかというような形で、例えば町長部局であれば担当課のほうから諮問案が示されて、それについて審査をするというようなことになります。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、それぞれの事案に応じて任命権者というのは町長であったりとか、議長であったりとか、それから教育長であったりというお話だったと思うんですけれど、そうすると、それでは、そういった場合場合によっての任命権者の諮問、意見を尋ね、求められたことに対して、分限処分であったり懲戒処分であったり、その他の処分についてこの委員会では審査、答申するということでよろしいですか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。
○副町長【和田裕二君】　おっしゃるとおりでございます。そのように御理解いただいてよろしいかと思います。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　そうすると、この審査委員会なるものはどのような人たちで構成されているのか教えてください。
○議長【稲川　洋君】　副町長。
○副町長【和田裕二君】　多分、お手元にですね、委員会の規程をお持ちかと思いますけども、そちらのほうの３条にありますとおり、委員長、私となっておりまして、委員には教育長、総務課長、企画課長、教育総務課長、それから職員団体を代表する職にある者ということで組織しております。
　以上でございます。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　ありがとうございます。今おっしゃったように、第３条に記載されているので、そちらをちょっと答えていただいたんですけれど、そうすると、先ほどの答弁の中にもあったんですけれど、まず分限処分というのは、もう一度改めて聞きたいんですけれど、どういった場合に処分されるというか、処分の内容も含めてもう一度お答えしていただいてもよろしいですか。
○議長【稲川　洋君】　副町長。
○副町長【和田裕二君】　今、分限処分とおっしゃった、懲戒処分、分限のほうでよろしいんですね。分かりました。ちょっとお待ちくださいね。
　分限処分につきましては、職員の身分保障を前提としつつ、官職の関係における身分関係の変動、いわゆる休職、免職、あるいは降任ですかね、こういったものを意味するものでございます。あくまでも、先ほども本答弁の中でも申し上げましたけども、公務能率の確保等の観点からですね、職員をその職から排除するというんですか、のかせると、その意に反してのかせるというようなことになります。
　以上でございます。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　地方公務員法の多分２８条に分限のことって書かれているかと思うんですけれど、そういったものをちょっと調べてみて、書いてあったのが、人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして勤務実績がよくない場合とか、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、それから前２号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合、あとは職制もしくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合。だから、その人の意思によらずというか、そういったところで、先ほど副町長の答弁にもあったように、免職であったり休職、降任、それから降給、そういったようなものが分限処分として考えられるかと思うんですけれども、それでは懲戒処分のほう、同じようにもう一度答えていただいてもよろしいですか。
○議長【稲川　洋君】　副町長。
○副町長【和田裕二君】　ただ今の御質問にお答えいたします。
　懲戒処分、こちらにつきましては、あくまでも本答弁でも申し上げましたが、職員に一定の義務違反

があった場合に、道義的な責任を課して公務秩序を維持するために行われる処分ということで、処分の内容といたしましては、免職、停職、減給、戒告というのが懲戒処分ということでございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　懲戒処分というのは、今度地方公務員法の２９条に書かれているかと思うんですけれど、簡単に言うと、この法律と書いてあるので多分地方公務員法かなと思うんですけど、それから条例その他の法令に違反したときとか、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、それから職員としての信用を失う行為をしたときというのは、要は日本国憲法第１５条に書かれているような全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、多分中学校のとき公民で勉強したかと思うんですけど、公務員というのは全体の奉仕者であるということで、それにふさわしくなかった場合には、副町長の答弁にも今お答えいただいたように、免職、停職、減給及び戒告の懲戒処分というふうになるのかなと思います。

上三川町職員の懲戒処分の公表に関する規程というものがあるかと思うんですけれど、そこで町のホームページ内を検索したところ、職員の懲戒処分についてということで公表されているページがありました。これは上三川町職員の懲戒処分の公表に関する規程にのっとって公表されたものということで認識しているのですが、間違いないですか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　そのように御理解いただいてよろしいかと思います。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、この事案の概要とかが書かれていたので、ここでちょっと読ませていただくと、令和６年１１月から令和７年１月の間に計２日と４時間１５分、正当な理由なく欠勤したと。処分内容は戒告であるということですが、これは、そうすると、任命権者というのは町長になるのか誰なのか分からないんですけれど、職員さんなので町長でいいのかなと思うんですけど、諮問があり、それに応じて審査委員会を開き、処分を決定したという流れになったということでいいですか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　お尋ねのとおりでございます。手続的にはそのような形で進めさせていただいております。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、これ懲戒処分になっているんですけれど、どの場合に当たるんですか。どういった内容での懲戒処分というか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　今お尋ねの事案につきましては、私の記憶の範囲内であれですけども、欠勤ということになっておるのかなというような、欠勤という扱いですね、ということで処分をしております。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、欠勤なのは分かるんですけれど、ここにも正当な理由なく欠勤し

たというふうにはホームページ上にも載っているのでそれは分かるんですけれど、懲戒処分に当たるものとしては、先ほどちょっとお話ししたようにというか、懲戒処分のというか、どういった場合に懲戒処分に当たるのかというのをお聞きしたと思うんですけれど、例えばこの法律とか条例、それからその他の法令に違反したとか、職務上の義務に違反したとか、又は職務を怠ったとか、それから職員としての信用を失う行為をしたのかとか、そういったものでいうと、どれに当てはまるんですか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　今の３類型で申し上げれば、規定に違反した場合にも当たりますし、職務の義務に違反する、正当な理由なく欠勤ということでございますので、どちらに該当するかというのはありますけども、どちらにも該当するかもしれませんけども、一般的な処分事例の例としてですね、欠勤については、一般服務関係の処分内容として、事例としてですね、標準事例として挙げられておりますので、今おっしゃられた地方公務員法の２９条の１項、２項、３項のいずれかと申しますと、１項か２項いずれかだとは考えております。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、では１項の法令に違反したとか、法令なのか条例なのかあれですけれど、あとは職務上のどっちかというと職務を怠ったというふうに考えていいのかどうかあれなんですけれど。では、それを前提に、今度は６月議会の最終日のときの報告案件にあった還付加算金が生じた、これに対して公表には当たらない処分をしたというお話だったと思うんですけど、それには間違いないですか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　そうですね、そのときお話ししたかどうかあれですけども、私どものほうの町で決めております懲戒処分の公表規程というのがございまして、その中で、公表の対象につきましては地方公務員法第２９条の規定に基づく免職、停職、減給及び戒告の懲戒処分を行った場合ということで載っておりますので、それには該当していなかったということで公表はしていなかったということでございます。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　簡単に言うと、だから懲戒処分には当たらなかったということでいいんですよね。そうすると、この還付加算金が発生してしまった事の発端というのは、まず通知を受けたのが令和４年の１０月の１２日、適正な処理をせずに放置してしまった結果、令和７年２月１０日に更正の決定を下すまでの間の加算金が生じてしまったということだと思うんですけれど、通知を受けた時点で適正な処理をしていたら加算金というのは生じたのか、生じなかったのか、お答えいただけますか。

○議長【稲川　洋君】　税務課長。

○税務課長【信夫一行君】　仮定でのお話というか、もう事実は事実として発生してしまっていますので、仮に通知到達時点で処理した場合ということでございますが、加算金は発生しなかったものというふうに認識しております。

　以上です。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、当然今お話があったように、適正に処理をしていれば加算金は生じなかったということで、これが令和４年の１０月の１２日から令和７年の２月１０日まで。約２年４カ月もの間放置してしまったことで加算金はどれぐらい増えてしまったかというと、この間報告があったので分かるんですけれど、改めてお答えいただいてもいいですか。
○議長【稲川　洋君】　税務課長。
○税務課長【信夫一行君】　還付加算金の金額としましては、２１１万５，６００円ということで支出したところでございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　そうすると、今２１１万５，６００円と言ったのかな、この時点での加算金、計算する上での利率というのは幾つだったか、副町長御存じですか。
○議長【稲川　洋君】　副町長。
○副町長【和田裕二君】　すみません。これ、私の記憶の範囲内で、たしか０．９だったかなと思います。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　今お答えいただいたように０．９％。そこで計算をした額が、こちらの前の資料というか、報告のときのだと概算で２２８万９，０００円というふうに加算金出ているかと思うんですけれど、この金額というのが町に与えた損害というふうには考えられないんですか。
○議長【稲川　洋君】　副町長。
○副町長【和田裕二君】　おっしゃるとおり、そのように町に与えた損害ということにはなろうかと思います。ただ、積極的に与えた損害なのか、その態様、こういう中身がですね、かなりいろいろケース・バイ・ケースで違ってございますけども、結果的にそのような損害が発生したということは事実かと思います。
　以上でございます。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　今、積極的にというお話があったんですけど、それはちょっと本当にあり得ないというか、故意というのはどう考えてもあり得ない、過失じゃないかなとは思うんですけれど、ちょっと僕ここで計算したのって２２８万９，０００円を基に計算はしちゃっているんですけれど、副町長、そうしたら、この場合０．９％ですけど、本則、だから本来の利率って何％だか御存じですか。
○議長【稲川　洋君】　副町長。
○副町長【和田裕二君】　７．３というのが一般的な利率かなというふうに思います。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　では、この報告のときに書いてあった還付加算金の２２８万９，０００円というのを基に７．３％に計算をし直してみると、幾らになるかというと１，８５６万６，０００円になるんですよ、実際の利率だったら。ただ、特例で０．９％なので、先ほど税務課長がお答えいただいた２１１万５，６００円というのが実際の金額なのかもしれないんですけれど、こういった例えば本則

というか、本来の利率であれば１，８００万円からの金額というのを還付加算金として返さなきゃいけなかったというか、相手に払わなきゃいけなかったというのを鑑みても、今回の処分というか、例えば２００万円だったからこの処分で、では本則の１，８００万円だったら処分が変わりました、そういうふうになるんですか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　そこが、２００万円だからどうか、１，８００万円だからどうかというところはですね、具体的にこの場でお答えはできないですけども、一般論として申し上げれば、処分の量定をする際には、先ほど申し上げましたように、いろんな要素、要因を加味して決定するというようなことはお答えをしたかと思うんですけども、その中には社会に与える影響でありますとかですね、そういったことも加味するということになりますので、額の多寡というのも一つの判断の材料になり得るかもしれませんけども、ちょっと、ただ今回の事例については、そのような、先ほど申し上げたような金額であったというのは当然念頭に置いて、処分が決められたのではないかと思います。一つの考慮の要因、要素とはなり得るとは思います。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　ちょっと、正直、今の答えにはがっかりというか、金額の多寡というのでお話があったんですけれど、内容としては何にも変わらないと思うんですよ。要は職務を怠ったというか、通知が来ていたのにそのまま放置してしまったということに関しては何ら変わらないと思うんですよ。たまたま今回利率が０．９％、本則であれば７．３％、約８倍ぐらい違ってくると思うんですね。今の答弁だと、ここでは答えられないかもしれないけれど、金額の多寡が要は影響してくるかもしれないというお話だったと思うんですけれど、それでは本当に単なる金額が少なければ、では今回２００万円だったからオーケーだけど、本則で１，８００万円だったら駄目だよねというのは、やったことというのは何にも変わらないと思うんですけれど、その点は副町長はどういうふうにお考えになるんですか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　先ほども申し上げましたとおり、社会的な影響でありますとか、あるいは非違行為というふうに一般的に言っていますけども、非違行為の態様といいますか、そういったことも当然要因、要素として加味せざるを得ないので、その中の１要素としてはなるのかなというふうに私は思っております。

本当に、懲戒処分の場合はケース・バイ・ケースでいろんな場合がございます。ですから、一概にこれだからというか、この場で確実にこれはこうなるんだとはとてもとても言い切れないことが多過ぎますので、ただ要素としてはそういったことは加味されるのではないかなと私としては思っております。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、今そういった要素の一つとしてというお話なんですけれど、今回の利率は０．９％というのは御存じだったと思うんですけれど、実際本則が７．３％ということは御存じだったんですか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　私は、昔、税務に関与していたときがございますので、その当時と税率が変

わっていないんだなというようなことを言った記憶がございますので、一応そのときは認識していたと思います。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　では、本則というか７．３％というのも存じ上げていたということで、そうすると、先ほど懲戒処分で三つ、法令等に違反したときとか職務上の義務に違反したりとか職務を怠ったときとか、それから職員としての信用を失う行為をしたときとかという話をさせていただいたかと思うんですけれど、今回のこの還付加算金が生じてしまったのというのは、例えばなんですけど、職務上の義務に違反したとか、特に、又は職務を怠った場合というふうには、それには当てはまらなかったということですよね、そうすると。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　これは、この３類型といいますかね、１号から３号は処分をすることができると、できる規定ということでございますので、おっしゃるとおり、今回の事案につきましては職務を怠ったというところは否めないと思います。特に、そのときにやっていればこんなことはなかったので。ですから、そういった意味では、怠った場合には。ただ、処分が行うことができるケースではあろうかと思いますけども、今回は懲戒処分までは該当にはならないだろうということで、それ以外の処分になったということだと思いますけど。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　それでは、できるという中でも懲戒の処分に当たらなかったということで、それでは、ちょっと僕なりにこの二つの事案を比較するために、町に与えたと思われる損害を金額でちょっと出してみました。合っている、合っていないというか、考え方が違う、違わないとかはちょっとおいておいてもらって聞いていただければと思うんですけれど、まず懲戒処分に当たった３０代の主査の方の基本給というのはどの程度になりますか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

　３０代ということでございますが、主査ということでいくと、２０万円台後半から３０万円台前半ぐらいまでかなというふうに思ってございます。

　以上です。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、３０万円程度というのでちょっと計算させてもらいたいと思うんですけど、１カ月の勤務日数って大体２０日から２２日程度に、土日祭日が休みなのでなるかなと思います。そこで、例えば２０日で割ると１日当たり１万５，０００円、１日当たりの勤務時間は公務員さんの場合７時間４５分、１５分を１単位として考えるとですね、３１単位というふうになるんですよ。７時間が４掛ける７で２８単位、それから４５分が１５で割ると３、全部で３１単位。１５分当たりの給料で考えると４８３．８円、およそ４８４円。２日と４時間１５分ということは、４時間１５分を１５分単位で考えると１７になったので、４８４円掛ける１７で８，２２８円。あと２日間なので、１万５，０００円が掛ける２で合わせて３万８，２２８円、約４万円。働くべきことをやらなかった

ので、義務を果たしていなかったので、金額で考えると４万円ぐらいの損害を町に与えたのかなと。

こういったことは無理くりだろうというふうに言うかもしれないですけれど、例えば町民の方に分かりやすく還付加算金が生じてしまった事案と、今回懲戒処分に当たった事案を比較対照するには、こういう方法しかないと思うんですけれど、副町長、どう思いますか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　それは一つの尺度かもしれないと思います。ただ、正直申し上げまして、懲戒処分にするのか否かというところの私の中での一つの大きな基準としては、一つが故意犯か、故意にその行為をやったのかどうかですね、要するに態様が故意かどうか。あるいは、故意でなくても非常に重い過失なのか、軽過失なのか。要するに、どう考えても、やるべきことがみんな承知しているのにやらなかった場合なのか、それともレアケースで怠ってしまったことがやむを得ないような場合なのかとか、そういうところでかなり判断が分かれてくるのかなと思っております。例としてお示しがありました欠勤というのは、ある意味故意という、本人十分理解していてやっている非違行為でございますので、それに対する非難の度合いと今回の事例として挙がっているものとはちょっと同じ尺度では測れないのかなと。確かに、給料というか金銭的なところだけで見ればそのような判断も一つの尺度としてはあるかもしれませんけども、なかなかそれだけでは判断はつきかねるかなというふうに考えております。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　今、副町長からの答弁頂いたわけですけど、僕が示させてもらった金額というのも一つの尺度だと思うんですけれど、今、副町長のお話を聞いていると、どちらかというとすごく主観、御自身のお考えがすごく強いのかなと思うんですけれど、例えば還付加算金の件を話させてもらうと、あれが故意だったらそれは本当にまずいですよね、どう考えても。だから、故意じゃないのは明らかだと思うんですね。僕もそう思いたいですし、あくまでも過失というか、認知した中でやったわけではないとは思っていますけれど、それと２日間の欠勤、２日と４時間１５分かな、そちらは多分、副町長の考えでは故意というお話だと思うんですけれども、例えばお金で表すというのは無理くりというのはすごく分かっているわけで、ただ、では、何というの、ここにいる人だけじゃなくて町民の方にこれを分かるように説明してください、副町長お願いしますといった場合に、誰もが納得できるような話ってできますか、そうしたら。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　処分の量定については、なかなか全ての方がですね、納得いただけるような結論が導けるかどうかというのは、私も長いこと人事やっていましたけども、難しい。また、本人もそれで納得しているかどうかというのも、多分、分かりかねるところもあります。

ただ、答弁の中でも最初申し上げましたけども、町としても、これまで私が手元に残っているのだと５０件近くのいろんな処分例がございますけども、そういったものとの整合性も図りながら、ではどこが今回の事案について落としどころかというのを探っていくものなものですから、本当に町民の方皆さんがですね、ああ、それはそうだねと全員が納得できるような形での結論にはなかなか難しいかもしれませんけども、それに近づけるように審査会の中では議論はしているつもりではございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　今おっしゃったように、全員というか１００％の人が分かるというのはなかなか難しいとは思うんですけれど、そうすると、先ほど委員会の構成のメンバーの方をお伺いしましたけど、そこで皆さんにお聞きしたいのですが、先ほどの正当な理由がなく欠勤した職員の処分の期日は令和７年５月５日になっています、ホームページ上に掲載されているのを見ると。還付加算金が発生した事案の更正決定は令和７年の２月の１０日。委員会を開いた期日がどちらが早かったのか、それとも同じ日に二つの事案を話し合ったのか、そういったのは分からないですけれど、そもそも還付加算金のほうは委員会すら開いていませんというのであればちょっとあれなんですけれど、もし同じ日に開かれたとか、その二つをそれぞれ委員会開いたということであれば、片や懲戒処分、片や何もないって言い方は分からないですけれど、適切かどうか、結局処分の内容分からないので何も言いようがないんですけれど、皆さんの中にそういった処分の軽重、要は重い、軽い、そういったのに疑義が生じなかったのかというのを聞きたいんですけれど。
○議長【稲川　洋君】　副町長。
○副町長【和田裕二君】　私の記憶する範囲では、たしか４月の末頃、同じ日にこの案件は取り扱ったと思います。先ほど町の規程を御覧いただいているかと思いますけども、懲戒処分と分限処分、その他の処分もこの審査会においては諮るということになっておりますので、一応全ての公表された案件、それから非公表になった案件、いずれも同じ日に諮問を受けて議論をして答申をしている経過でございます。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　そうすると、この二つの事案は同じ日に審査したということでいいんですよね。そうすると、今もう一つ聞いたように、処分の内容というか、要は軽い、重いじゃないですけれど、それに対して誰からも疑義というのが出なかったのかというのを教えていただきたいんですよ。
○議長【稲川　洋君】　副町長。
○副町長【和田裕二君】　議案の中身につきましては非公表でございますので、そこの点については回答は差し控えさせていただきます。
○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。
○６番【篠塚啓一君】　回答できないということなので、疑義が生じなかったんだなというふうに僕は考えさせてもらいます。
　そうすると、別に今回還付加算金が生じたことに関して懲戒処分を課していないのはなぜなのかとか、課してくれというわけじゃないんですね。だから、今回出た事案について重い処分を課してくださいとかということじゃなくて、では、一つお聞きしたいんですけれど、地方公務員法の第２７条、何と書かれていますか。
○議長【稲川　洋君】　副町長。
○副町長【和田裕二君】　読み上げさせていただきます。第２７条、「全て職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。」、第１項ですね。２項、「職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由によ

る場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。」、３項で、「職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。」、以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、２項、３項というのは、多分、分限処分であったり懲戒処分のことだと思うんですけど、今読んでいただいた第１項のところに、「全て職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。」、そういうふうに書かれているかと思うんですけれど、読んでいただきましたし。それを鑑みると、今回の二つの事案のバランスが悪いという言い方が適切かどうか分からないですけれど、片や懲戒処分、片や、どういった処分を受けたのか分からないですけれど、公表するまでには至らなかった。そうすると、例えばここにいる執行部の皆さんだけじゃなく、当然町の職員の方皆さんこういった内容御存じかと思うんですけれど、当然皆さんのやる気というか士気に関わってくる部分もあるんじゃないかと思うんですけれど、副町長はいかに考えますか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　懲戒あるいは分限処分の中身につきましては職員の士気に与えるところが大きいと思います。ですから、やはりそこは公正な処分でなければいけないというのは当然のことでございまして、今回の事案について申し上げれば、今回の事案について申し上げれば、本当に組織としてのきちんとした引継ぎであるとか、マニュアルでありますとか、そういったもので、あるいはこういった場合はこうするんだというような、きちんとしたものができておれば、あるいは職員間でそういった共有ができておれば防げたんではないかなと思っております。ですから、逆に言うと、そこを一人の職員、担当職員一人だけの責めに帰するということで負わすというか、そうしてしまうと、それは逆にいろんな仕事をやっている職員もおりますので、職員のやる気をそぐという、やる気というよりも、脅えさせるというのか、何といったらいいんでしょうね、躊躇させるというか、仕事をすることに対してのおそれ、あるいは、躊躇といいますか、ちょっといい言葉が浮かび上がらないんですけども、それも職員の士気に与える影響も考える必要があるのかなと思っております。

　逆に申し上げれば、欠勤というのは、まさに本人分かっていて欠勤しているわけで、それは処分になっても仕方がないというのは本人も分かっていると。ただ、逆に、逆にというか、今回の事例になったようなものについては、そもそもそのやるべきことというふうに本人が自覚をしていたのかどうかというところがですね、まず組織としてきちんとそこが引き継がれていったのか、マニュアルがどうなっていたのかとか、情報共有がされていたのかと、そういったところをやはりきちんと整備した上であればいいんですけども、ちょっとそこが足りなかったのではないかなと私は思っておりますので、そういった意味で、当時の上司につきましても、懲戒じゃないですけども、懲戒以外の処分はしているというようなところでございますので、ちょっとお答えになっていなくて申し訳ございません、頭がちょっと混乱しておりますけども、そういうことも加味して今回の処分をしているというようなことでございます。

　以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　欠勤と、それから今回の通知をそのままスルーしちゃったというのは違うとい

うのは分かるんですけれど、欠勤は当然その人本人のこと、通知書というのは、でも副町長、そこまで斟酌するんですか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　当然、個別個別の事案でそこは対応を検討します。当然ながら、その事案に限らずですね、限らずというか、その事案だけではなくて、例えば過去どういうような処分を受けているのかと、同じようなことで過去何か処分を受けているのかとか、あるいは日頃の勤務態度はどうなのかとか、それも処分の要素とすれば、要諦を考えるときの要素としては加味されるところでございます。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　分かりました。

　では、ちょっと変えて、国家賠償法というのも御存じかと思うんですけれど、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」というふうになっていると思うので、別に、やった職員さんにその責を、例えばこの間のお話じゃないですけど、お金出しなさいよとか、そういったことはないかと思うので、多分副町長が先ほどおっしゃりたかったというのは、そういったものがあると職員それぞれが仕事をやる上で萎縮してしまうんじゃないかとか、そういうことだと思うんですけれど、実際には町がその分をカバーするわけですよね。それって間違っていないですよね。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　今回の事案でいえば、そうですね、町がカバーする形になります。そのように理解しております。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　そうすると、基本的には町が負担をする、負担という言い方があれなのかどうか分からないですけれど、そういった形になっているかと思うんですけど、ただ、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」、そういうふうに第２項に書かれているのは御存じかと思うんですけれど、そのための公務員賠償責任保険というものがあるようですが、町の職員はどの程度の割合で加入されているのですか。あと、基本的には今お話ししたように、町が職員に対して求償するということはほぼほぼあり得ないとは思うんですけれど、実際にどれぐらいの割合で入っているというのが分かるのであれば教えてください。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

　そういった保険ございます。一応、何社かあるかとは思うんです。総務課のほうで平成２５年度あたりから恐らく始まって、入りたい人は入ってくださいということでやっています。今現在で確認ができているのは３０人弱です。ただ、他の保険もあるので、そちらのほうにどれだけの方が入っているかというのは、ちょっとそこまでは把握してございません。

　以上です。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　あと、故意又は重大な過失のときにというようなことでやっていまして、私

の判断とすれば、今回の事案については重大な過失とまでは言えないのではないかなというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　それでは、最後になりますけど、先ほど多分副町長の答弁にもあったかなと思うんですけど、人事院のホームページには「懲戒処分の指針について」というものがあります。標準例として様々なものが記載されております。また、そこには「職務を怠った場合も懲戒処分の対象となることについて、留意されるようお願いします。」というふうに記されているわけですね。先ほど来おっしゃっていた個人というか、休んだら欠勤、欠勤って人事院の指針を見てもしっかりと書かれていまして、１０日以内の場合、減給又は戒告というふうになっているので、何だろうな、公正じゃない処分じゃないんだなというのは分かります、公正だなというふうにはちゃんとここにも書かれているし。ただ、上三川町にはそれに該当するような懲戒処分の指針というものというのはつくられているんですか。

○議長【稲川　洋君】　副町長。

○副町長【和田裕二君】　ここに書いてあるような、人事院でつくっているようなものは作成しておりません。冒頭答弁いたしましたとおり、この国の指針をベースに処分のほうは検討しているというところでございます。過去の処分例、それと、これだけではなくて国からはいろんな通知が出ておりますので、そういったものを含めて、国の処分内容、処分の基準を参考に決めているというところでございます。

○議長【稲川　洋君】　篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】　先ほどというか、今も答弁にもありましたけど、ここにも具体的な処分量定の決定というのが書かれていて、いろんなものがあります。例えば、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるかとか、先ほど来おっしゃっていたように、過去に非違行為を行っていたかどうかとか、いろんなものが処分の量定に影響はしてくるんだなと思うんですけれど、今回の何ていうんだろうな、この二つの事案というか、こういったものしか僕はお話はさせていただいていないですけれど、今もお話があったように指針はつくられていないということなので、こういった町独自の指針というのを作成していただいて、僕からすると正直疑義が生じているわけで、そういったもの、誰から見ても疑義が生じないような、また公正な処分である、そういうふうに思われるような指針というのをつくっていただければと思います。では、これでよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川　洋君】　質問の途中ですが、ここで１５分間休憩いたします。

午後２時０９分　休憩

午後２時２１分　再開

○議長【稲川　洋君】　休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　６番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、２番・松本信明君の発言を許可します。２番、松本信明君。

（２番　松本信明君　登壇）

○２番【松本信明君】　皆さん、こんにちは。議長から発言の許可を頂きましたので、通告順序に従い一般質問を始めさせていただきます。２日間にわたる一般質問の大トリということで最後を締めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

まず、一つ目は、道路交通法改正についてであります。道路は我々が毎日使用する生活に欠かせないインフラであり、その役割は人や物の流通機能だけではなく、町の発展や生活環境の向上に深く関わりのある機能を有しております。その道路を安全かつ円滑に使用できるよう定められた道路交通法が改正されることになっており、その中で今回は令和８年９月１日に施行される道路交通法改正について地域に密接に関わる内容がありましたので、一般質問をさせていただきます。

一つ目に、令和８年９月１日改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が６０キロメートル毎時から３０キロメートル毎時に引き下げられるが、町の対応は。二つ目、警察との連携について、現在の対応と今後の計画は。三つ目、町民への周知について、町の対応は。以上、答弁をお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目から３点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。令和８年９月１日から改正道路交通法施行令の施行が予定されております。この内容は、生活道路における自動車の法定速度が６０キロメートル毎時から３０キロメートル毎時に引き下げられるものでございます。ここでいう生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことでございます。御質問の町の対応につきましては、警察や関係団体と連携を図りながら、町民の皆様に向けた周知啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　答弁ありがとうございました。

再質問に入らせていただきます。町の対応については、関係部署と連携を取りながら今後進めていくということですので、まず基本的なところから確認をさせていただきたいと思います。町の生活道路の総延長距離というのは何キロになるのでしょうか。また、本町の生活道路のうち制限速度が設定されていない道路というのは何キロになるんでしょうか、お答え願います。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

本町の生活道路につきましてですが、警察庁など関係機関等で示されている生活道路につきまして、定義のほうが曖昧な部分がございます。そのようなことから総延長距離については把握できていない状況でございます。

また、速度規制につきましては、栃木県公安委員会のほうでかけている状況ですので、その情報のほ

うが公開されていないという状況です。そのため、把握できていない状況となっております。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　今どちらも分からないということでしたけれども、制限速度が設定をされていない道路というのは確実にあるというふうに思いますので、例えばそのような道路の中で通学路に指定をされていて交通量が多いといったような、特に一般的には危険とされるような、そのような判断をされているような区間というのはあるんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

教育委員会のほうで実施しております通学路交通安全プログラムのほうに、うちの地域生活課のほうに警察のほうから交通関係、また防犯関係の職員のほうが出向しております。そちらのほうに参加して合同点検を行っておりますので、その際に危険箇所を把握している状況です。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。合同点検といったところでそのような区間を把握しているということですので、やはりそのような危険と判断されるような区間で、今回の法改正のところについてはしっかりと制限速度を守っていただかなければいけないということになります。そのような場合、この制限速度の３０キロというのを遵守していただくための活動について、先ほどは具体的なところは示されていませんけども、何か今後検討とか考えとかされているようなところがあれば教えてください。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

速度制限３０キロにつきましては、現在町においては特段周知等を行っておりませんが、今後、栃木県警の動向等を注視しながら、町のホームページや広報等による周知であるとか、あと交通安全運動ですね、街頭指導であったり交通安全教室など、そういった場面でチラシの配布、そういったことにより啓発活動のほうを実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。広報であったりとか街頭指導、チラシなんかもやって周知のほうに努めていくということですので、しっかりと、ルールが分からないと守る側もルール知らなかったなんていうようなことになりかねない事案になりますので、ぜひその辺のところも重要な活動だと思います。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次は、幹線道路がありますけども、この幹線道路から抜け道となっているような生活道路もあると思います。そのような抜け道となるような生活道路というのは把握されているんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

具体的に幹線道路の抜け道という定義というか、そういったものが、ちょっとこういったものということは定められていないというか、そういった部分もございますので、具体的には把握はしてございませんが、例えば町民の皆様から生活道路を抜け道で使われていると、そういうような情報があった段階で把握しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。きっと町民の方からも、そのような情報が上がってきているんじゃないかなというふうに思っております。抜け道を疾走して危ないなどというような情報が入ってきているという話も聞いたりとかしていますので、そういったところが実は幹線道路からの抜け道になっているようなところなのかなというふうに思います。このような場所についても、先ほどのような同様な対応といった、周知だったりとか、やっていくというような考えはありますか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

抜け道につきましても、当然事故等の防止の観点から、交通安全に関する啓発についての看板の設置であったり、ふだん警察等と情報共有することによって、交通安全という部分で図ることもできるのかなというのも考えられますので、そういった取組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　そうですね、ぜひその辺のところ、連携を取っていただければというふうに思います。

この幹線道路を抜け道として使うのは、近隣住民だけではなくて、近隣企業へ通勤されている方も利用をしているんだというふうに思います。そこの点について近隣企業との連携というのも重要なのかなというふうに思いますが、その連携についてはどのように考えていますか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　近隣企業と連携ということでございますが、近隣企業に関しましては近隣企業から寄せられる情報と、近隣企業へ向けての情報というか、そういったことがあるかと思います。近隣企業から寄せられた情報につきましては、警察等と情報共有を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。また、住民等などから近隣企業への御意見等については、近隣企業や警察等への情報共有を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。こちらもいろんなところと連携をしてということですので、ぜひそちらお願いしたいというふうに思いますが、近隣企業に勤めている方は、会社からの連絡ルートというのも当然あるというふうに思いますので、その会社と連携して、通勤時にやはり注意しなくちゃいけないことというところの周知の方法というのもあるかと思いますので、ぜひそういうところで３０キロ制限になるんだよというような周知の方法もあるかと思いますので、ぜひその辺のところの

連携も取れるようにしていただければなというふうに思います。

それでは、次に、警察との連携というところについても今後検討しながら進めていくという先ほどの答弁でしたけども、制限速度３０キロを守らせるという視点において、先ほど質問した通学路に指定された危険と判断される道路について、警察のほうが取締りを強化をするような計画だったり考えというのはあるんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

取締りとか、そういったものにつきましては、警察のほうで行う部分でございますので、そういったところの計画とか、そういった部分も含めまして、町においては把握しておりません。ただ、通学路の交通安全プログラム、そういったものを通しまして、警察等と情報共有を図りながら安全対策に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。警察と直接取締りの計画といったところはまだ分からないというところですが、先ほど来言っているように、町としては、非常に近隣住民、住民の方と密接に関わっている行政ということになりますので、そういった道路のインフラの情報というのも持っているというふうに思っておりますので、そういったところで、ここが特に危険だとか、そういったようなところはしっかりと警察とも共有をすれば、より効率的な周知だったりとかそういったところができるのかなというふうに思いますので、ぜひその持っている情報の共有といったところ、先ほどおっしゃっているようにやっていただければなというふうに思います。

それでは、次に、警察の連携において、次は適正な制限速度を設定していくというような視点で質問をさせていただきたいというふうに思います。この法令は制限速度の指定がない生活道路に適用されるわけですから、逆に言うと、制限速度の指定がされていれば指定された制限速度で走行できるというものです。制限速度を下げて安全性を高めていくということは非常に重要なことでありますが、全ての生活道路が３０キロ規制になった場合、例えば物流、運搬車などの配送に時間がかかり、効率が悪くなる、物流業界にとっては人手不足に拍車がかかる重要な問題になろうというふうに思います。当然スピードを出してよいというふうにすることは、安全が担保されることが大前提というふうになりますが、この安全が担保される生活道路において適正な制限速度を設定していくということも、円滑な交通網の整備という点においては重要であり、ここには地域の声が反映されるべきだろうというふうに考えております。

そこで、質問しますが、障害物や歩行者、自転車などの通行が少なく、また自動車の通行が多いような区間について、町民の意見の集約や近隣企業との連携というのをどのように考えているのか、お答えを願います。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の質問についてお答えいたします。

道路の状況等の把握についてですが、町民等からの要望に関する現地確認、カーブミラーであったり

そういったもの、そういったときに、いわゆる現地確認であったりとか、町民や近隣の企業からそういったものの状況により把握に努めてまいりたいと考えてございます。また、町民や近隣企業から寄せられた意見等につきましては、警察等との情報共有を図りながら、よりよい道路交通の行政に生かしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。町の行政のほうが持っている情報というのは非常に貴重な情報だというふうに思いますので、先ほど来、情報共有していくという話がありましたけども、円滑な交通網の整備という点において適正な制限速度を設定していくということも必要だと思いますので、ぜひ情報を共有していただいて、適正な設定をしていただければというふうに思います。

それでは、町民への周知方法というところについて、様々な手法を用いて周知をしていくということで先ほど答弁がございました。現在、既に制度としてゾーン３０とかゾーン３０プラスというのが今あるんですね。これ、その区間では３０キロで走りなさいよという表示や標識があります。そのうち本町ではゾーン３０が設定をされているというふうな区間があるというふうに聞いておりますが、私の住んでいるゆうきが丘のところもゾーン３０があります。ゾーン３０はそのような表示があるんですけども、そのゾーン３０との整合性についてはどのような考えがあるんでしょうか。お願いします。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、ゾーン３０と速度制限の整合性についてですが、ゾーン３０と今度の改正道路交通法施行令につきましては、生活道路の制限速度を時速３０キロにするという点では、歩行者、自転車の安全を確保するということで目的は同じかと考えてございます。ただ、ゾーン３０につきましては、対象区域、言葉のとおりゾーンという部分があるかと思います。それの中の安全対策として運用されているところで、今後も継続される施策となっております。改正道路交通法施行令につきましては、法律に基づく速度規制の原則化といった違いがあるものと認識しております。そのため、両者が競合するものではないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。両者ともに今後もあり続けるということですけども、実際に道路を走ってみると、制限速度は同じ３０キロだけれど、標識があるところとないところというのが存在してくるんだろうなというふうに思います。ここを何か今後、そういうふうに変わった場合に、町民の方、その他の方、皆さんそうですけど、非常に混乱するんじゃないかなというふうに思いますが、その辺のところをどのように考えていますか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

法律が改正することによって混乱を来すということも考えられます。ただ、標識がある道路につきましては従来どおり標識のほうに従うことになります。標識がない道路については、中央線等あるなしで

速度制限、制限速度のほうを判断することになるかと考えてございます。そういったところ、混乱が生じないように何らかの形で周知啓発には努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。今、何らかの形で周知をしていくというところでしたので、この質問はですね、やはりこの視点を持っていないと、周知をするときにここの部分の周知の仕方が抜けてしまう可能性があるかなというふうに思いましたので、標識のあるところ、ないところでも３０キロ制限になるんだよというようなところも意識した周知の仕方をしていただければなというふうに思います。

この道路交通法施行令はですね、住民の生活圏で多く発生している交通事故の撲滅を目的とし改正されるものですので、安全性を高めるという視点と、交通網の円滑化という二つの視点で対応が求められているというふうに考えております。ここで適正な設定を行い、交通ルールが守られる安全な町、円滑な交通網が整備された町として住みやすい町に発展するためには、町が持っている情報を有効に活用し、各方面と連携をしていくことが不可欠であるというふうに考えております。改正道路交通法施行令の施行まで１年を切ったというタイミングですので、まだまだこれから準備できると思います。混乱のないよう、各方面と準備、連携をしていただくことをお願いをいたしまして、一つ目の質問を終わりにしたいというふうに思います。

それでは、次に、二つ目の質問に移ります。二つ目は環境衛生の充実についてであります。私たちが生活する中でごみの排出は避けられないものであり、これまでも国、県、町のレベルで様々な取組みを行い、資源循環型社会、ＳＤＧｓの目標達成に向けた活動が進められてきました。本町でも一般廃棄物処理基本計画をはじめ分別収集計画や地球温暖化対策実行計画にもごみ減量化について活動の指針が示されているところであり、ごみ処理への重要性が認知され、様々な活動が進められてきたというふうに認識をしております。

そこで、質問させていただきます。一つ目に、上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画にある家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排水量の令和７年度目標に対する現在の進捗状況は。二つ目に、ごみに関する意識の高揚と、３Ｒ運動の促進について現状と課題は。三つ目に、外国人移住者に向けたごみ出しルールの周知について町の対応は。以上、答弁をお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。上三川町一般廃棄物処理基本計画における家庭系ごみ排出量としましては、１人１日当たりの家庭ごみ排出量は、令和７年度の目標値５５０グラムに対し、令和４年度が５１１グラム、令和５年度が４９９グラム、令和６年度が４９２グラムとなっております。また、事業系ごみの排出量は、令和７年度の目標値２，０５０トンに対し、令和４年度が１，８７１トン、令和５年度が１，９７８トン、令和６年度が１，８８３トンとなっております。いずれの年度も目標値を下回っていることから、令和７年度における目標は達成できる見込みであると考えております。

次に、２点目についてお答えいたします。町といたしましては、広報での周知のほか、コンポスト容器及び生ごみ処理機の設置に対する補助によるごみの減量や、ＰＴＡや自治会が実施する資源再利用運動に対する支援によるリサイクルの推進などに取り組んできたところであり、町民の３Ｒや環境に対する関心は一定程度浸透しているものと考えております。しかしながら、食品ロスによるごみの増加や、ごみと資源物が適切に分別されていないことなどは依然として課題であることから、今後も周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、３点目についてお答えいたします。外国人移住者に対しては、転入手続の際にごみや資源物の出し方などに関する資料を配布し、翻訳アプリ等で御確認いただいているところでございます。また、ごみ出しのルールが分からないため誤ったごみの出し方をされてしまった自治会等から相談を受けたような場合には、ごみや資源物の出し方などのルールを示した資料等を国籍に応じた言語で作成し、自治会等にお渡ししているところでございます。今後は、事業所等に対し従業員への啓発活動について協力依頼を実施していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　家庭系ごみの排出量、そして事業系ごみの排出量ということで、それぞれ５５０グラムに対し４９３ですか、あと２，０５０トンに対して１，８８３トンということで、どちらも達成をしているということで、大変すばらしい結果で、国の目標であったりとか県の出している情報からすると、他の自治体なんかでは非常に苦しんでいるところも多数ある中で、本当にこの成績はすばらしいなというふうに今聞いて思いました。これ、目標を達成するということはこれまでやってきた活動が実を結んだんだろうというふうに思いますが、特にどのような対策に効果があったんだというふうに捉えているんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

対策とか町の施策としましては、まず、ごみの分別、そういったものの周知ですね、そういったところを各ホームページや広報等を使ってしたことや、コンポスト容器及び生ごみ処理機の設置に対する補助、そういったことで、ごみの分別や減量による効果があったものと感じております。また、レジ袋が有料化、そういったことによりまして、ごみを受け取らないというところでそういったところ、そういったものの意識、町民のごみや資源に対する意識の向上、そういったものが図られたことが大きな要因であるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。町民の意識が高まっていることで分別のほうをしていただいたりとか、コンポストの補助も従来からやっておりますので、その辺のところも効果もあったり、これは全国的にやりましたけども、レジ袋の有料化といったところも効果があったんだろうという話です。

実は、ごみの分別について私がちょっと覚えているというか思い出したことがありまして、私の自治

会のほうに町長がいらっしゃいまして、町長がごみの分別について力説していることを思い出しました。もう１０年以上前になるのかなというふうに思いますが、本町は最終処分場なんかも他の地域にお願いをしているということですので、他の地域にお願いをしている上三川町の責任としてごみを減らさなければならないというふうに町長が力説をされておりました。ですので、可能な限り御協力をお願いしますということをおっしゃっていたのをいまだに覚えているというところで、非常に町民の心に刺さるお言葉を頂いたんだろうなというところでは、そのような周知の仕方も、いろいろな周知の仕方をすると様々な方の心に刺さる、そうすると非常に分別をしてくれるというようなことにつながるのかなというふうに思います。

ちょっと話を戻しまして、この目標には令和１２年、令和１７年も実は目標の設定がされていますが、こちらの見込みのほうはいかがでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

令和１２年度の目標といたしましては、家庭系ごみの排出量が１人１日当たり５２５グラム、事業系ごみの排出量が２，０２５トン、令和１７年の目標としましては、家庭ごみの排出量が１人１日当たり５００グラム、事業系ごみの排出量を２，０００トンと定めてございます。令和５年度、６年度、両方ですね、これらの目標を下回っておりまして、このままこの状況が推移していければ、令和１２年度、令和１７年におきましても目標を達成できる見込みであると考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。結果が優秀過ぎてですね、既に目標を達成しているという状況ですので、ぜひ、ＣＯ２排出量なんかのやつは他の国に売ったりというような制度もあったりとかしますので、実はごみの排出量もそんなことがあると、上三川町は非常に貢献ができるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、この目標の設定のところについては県とかともぜひすり合わせをして、上三川町は優秀なんで、他のところの市町の分もかぶりますよというようなぐらい勢いを持って対応していただければなというふうに思うところでございます。

ただ、ちょっと心配なところが、この事業系ごみの目標を令和１７年度まで設定されていますが、ここ令和１７年というともう１０年後になりますので、道の駅とか産業団地なんかの稼働も始まってくるのかなと思いますが、この目標の中に道の駅や産業団地のごみの排出量というのは加味されているんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

一般廃棄物の処理基本計画において設定されている現在の目標値につきましては、道の駅、産業団地については加味されてはございません。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　加味されていないということですので、先ほど目標が達成されているというこ

とからすると、この稼働が始まったとしても目標は変えずにこの目標に向かって達成をしていくということになろうかなというふうに思いますが、もし目標をスライドしたりする場合には、ぜひ県や国との目標とのすり合わせといったところも必要になるかと思いますので、適正な目標の設定といったところも考えていただければなというふうに思います。

それでは、続きまして、ごみに関する意識の高揚と、３Ｒ運動の促進についてということで、こちらのほうも様々町民の協力を頂いて意識の高揚を図ってきたという先ほどの答弁のほうがありました。この３Ｒというのは、リデュース、リユース、リサイクルというところですけども、これが後々４Ｒ、５Ｒとなっていて、今、何Ｒあるか御存じですか。これ１８あるそうです。ここで１８個は言いませんけども、非常にこれ見てみると、中には参考になる、ああなるほどねというふうに思うところがあると思いますので、ぜひお調べいただければというふうに思います。

それでは、現在、町から出るごみの組成分析調査結果というのがあると思います。その調査結果のほうを教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

ごみの組成調査の分析ですね、そちらにつきましては、本町独自では行ってございません。ただ、一般廃棄物処理基本計画においては、ごみの広域処理をしております宇都宮市の調査結果を利用して作成しているところでございます。令和６年の調査結果による家庭系ごみへの資源物の混入につきまして、それの組成分析の結果ですが、もったいない生ごみ、いわゆる食品ロスですね、そちらが９．６％、プラスチック製容器包装が８．５％、資源化可能な紙類、そういったものが８．０％となってございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　令和６年で先ほどの数字だということで、この先ほどの計画の中に入っているものでいくと、令和元年の数字になりますけども、先ほどのもったいない生ごみというのが８．５％、それが現在令和６年で９．６％、資源化可能な紙類が９．５％だったのが８．０％、プラスチック製容器包装が９．３％だったのが８．５％ということで、生ごみだけが増えて、他は少し減っているというような結果かなというふうに思います。

このごみの排出量の全体の中では、やはり家庭系ごみの割合というのが７０％以上で、この家庭系ごみのうちの更に燃やせるごみというのが更に７０％以上含まれているということになります。その燃やせるごみのうち、先ほど言ったものが分別により減量又は資源化できるものが２５～６％ぐらいですかね、混入されているということですので、ここにこれから周知していったりとかすると町民への働きかけといったところが効いてくるんだろうなというふうに思いますし、このパーセンテージ分だけまだまだ改善の余地があるというふうに捉えることもできると思います。

また、令和４年に発生しましたクリーンパーク茂原の火災原因の中では、燃やせるごみの中に危険ごみが混入していたというところが指摘をされています。これは、既に分別をお願いしているにもかかわらず混入をしていたということですので、これまで分別をしてこなかったような方にも分別をしていただくように行動変容につながる周知をしていかなければならないという点においては、新たなアプロー

チでの周知が必要になってくるというふうに考えております。

そこで、基本的なところになりますが、小中学校での教育というのはどのように取り組んでいるんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

小中学校については、小学４年生の社会科の授業の中でクリーンパーク茂原の見学などを含めて、町で集められたごみの収集、そういった処理とかについて学習していると聞いております。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　地域生活課長がお答えしたので、びっくりしました。明確な答弁ありがとうございます。４年生のところで、社会科のところで勉強をしているというところですね。これまで先輩の議員の中でもありましたけども、子供の頃からの教育といったところが非常に重要だというふうに思います。行動を根付かせていくというところでは、子供の頃からの教育といったところが非常に重要ですので、ぜひそのようなところも含めて継続をしていただき、また、それがそのお子様の御家庭に波及をしていくというところも見て取れるような形で対応していただければなというふうに思います。

それでは、先進技術を利用したリサイクル率を高める目的として、新たな分別品目などを検討しているということはあるんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

現在のところ、新たな分別品目のほうは具体的には検討のほうは行ってございません。ただ、技術の発達、そういったものによりまして、分別の変更、そういったものを考えられるかと思います。広域処理を委託してございます宇都宮市と情報を共有しながら、そういったことにつきましては必要に応じて協議をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。現在のところの技術なんかを見てみると、実は、回収してから細かく分別するような技術とか、海で溶けるプラスチックなんかも出てきて、実は分別をしなくてもいいような方向の技術というのがかなり進化をしてきているというようなところだそうです。しかしながら、現在捨てているものというのが今後有用なリサイクル材として利用価値が出てくる可能性もありますので、引き続き調査研究のほうをお願いしたいというふうに思うところでございます。

それでは、一般廃棄物処理基本計画の中にあります、家庭系ごみ有料化の調査研究を進めるというふうにありますが、現在の調査研究の結果はいかがでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

現在のところ、家庭ごみにつきましては有料化にする考えはございませんが、ごみにつきましては広域処理を宇都宮市と行っておりますので、情報を共有しながら引き続き調査研究をしてまいりたいと考

えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　ありがとうございます。ちょっと安心しました。ごみ回収の有料化をちょっと調査研究していくということで記載がありましたので、どのぐらいまで検討が進んでいるのかなと思って質問させていただきました。

これ、ちょっと調べてみると、採用した自治体ではごみ減量に効果があったというところがかなり報告があります。しかしながら、先ほどの組成分析の結果からも、有料化前にまだまだやるべきことはあるというふうに考えております。最近では、ごみの分別活動が定着をしてきている分、ちょっと周知という面では少しトーンダウンしている部分もあるのかなというふうに感じますし、また、町のホームページにごみ排出量の結果報告といったところが出ていますが、例えば、宇都宮市のホームページを見てみると、ごみ排出・処理の状況というタブがあって、毎月のごみ排出量というのが報告をされているんですね。すみません、ちょっと小さくて申し訳ないんですけど、こんなような形になっています。更に、この中には昨年同月との比較がされていて、また処理費用まで掲載されていて、非常に見やすいグラフ化されております。このように、いろんな周知をして御協力をお願いしますというようなことをやってきていますので、このような皆さんに御協力していただいた結果こういうふうになっていますよといったところを見やすく、分かりやすく御報告いただくのも非常にいいのかなというふうに思いますので、ぜひ参考にしていただければなというふうに思います。

それでは、外国人移住者に向けたごみ出しルールの周知についてということで、来たときに一覧表を配布して、翻訳アプリなんかで見ていただいているというところと、自治会なんかにも、国籍に応じた対応のほうをなさっているということですので、これまで外国人移住者と地域住民とのごみのトラブルの相談件数はどれぐらいあったんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

ごみのトラブルにつきましては、令和６年度が１件、令和７年度が、８月末時点なんですが、一応４件の相談がございました。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　直近ちょっと増えてきているというような結果になるんでしょうか。では、そのトラブルの内容と対応はどのようなものでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

地域住民の方とのトラブルの内容につきましては、まず、ごみを出す曜日が違う、それによってごみが残されてしまうというようなものがございます。また、ごみの分別がされていない、そういったことでトラブルになっております。主にごみ出しのルールに関する相談になるかと考えてございます。

町の対応といたしましては、先ほど町長の答弁にもございましたが、ごみの出し方のルールを示した

資料等を国籍に応じた言語で作成いたしまして、自治会長、自治会とかなどにお渡しいたしまして、ごみステーションへ掲示、また、外国人移住者などについて配布をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　この質問をしたのは、私の耳にもそのようなトラブルがあってちょっと困っているんだというようなところが聞こえてきましたので、確認のほうをさせていただいたところでございます。この外国人移住者には、本町に移住してくる際には面倒見の方がいるんじゃないかなというふうに思っております。全く知らない土地に外国の方が一人で来て住民登録をされるというケースはかなり少ないのかなというふうに思いまして、例えば不動産業者の方とか企業人事の方がついてきて、そのような手続をされるというふうに思います。その不動産業者の方とか企業人事の方、そして、今お話のあった地域の方というのが協力をして外国人移住者の方を見守るようなコミュニティーが必要なんだろうなというふうに思います。ぜひその方たちをつなげていただけるような仕組みのほうをつくっていただければ、外国人移住者も地域住民の方も住みやすい多文化共生の町になっていくと思いますので、ぜひそのようなつながりが持てるような仕組みづくりのほうをお願いしたいなというふうに思います。

資源物とごみの分け方、出し方の一覧表があると思いますが、ここについて、先ほど各自治会のほうに説明文のほうも配っているというような話がありますが、昨今様々な国の方が移住されてきていると思いますが、対応できていない言語などはあるのでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

町で発行している資源物とごみの分け方、出し方につきましては、現在のところ、御存じのとおり日本語版のものしか発行しておりません。自治会等の相談があった場合に、自治会等と相談しながら看板や資料を言語を決めて作成しております。その作成に当たりましては翻訳が必要になってくるかと思いますが、翻訳については翻訳アプリであったりホームページの翻訳サイトを利用しまして職員が自前で作成しているところでございます。今年度、６カ国語を作ったんですが、現在のところ対応できていない言語はない状況にございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　松本信明君。

○２番【松本信明君】　対応できていない言語はないということですが、今後また様々な国の方がいらっしゃると思いますので、増える可能性もあるということですが、そもそも一覧表を……

○議長【稲川　洋君】　松本議員に申し上げます。１分を切りましたので、質問を精査してください。

○２番【松本信明君】　もう最後になります。

母国語で一覧表があれば非常に分かりやすいというふうに思いますので、外国人移住者の方の動向に注視して必要な対応のほうをお願いしていただければというふうに思います。

最後に、まとめになります。ごみの排出は生活や事業を継続する上で必ず発生するものであり、町、企業、そして町民が取り組むべき課題であると認識をしております。一般廃棄物処理基本計画にある基本方針に最新技術を取り入れながら取組みを強化するとともに、これまで行動に移せなかった町民にも

届くように周知方法に工夫をされ、ごみの減量につなげていただくことをお願い申し上げまして、私からの一般質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川　洋君】　２番・松本信明君の質問は終わりました。

○議長【稲川　洋君】　一般質問につきましては、これをもって終わります。

本日はこれで散会といたします。

なお、明日５日から７日までは休会とし、８日は午前９時より常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午後３時１２分　散会